

インドの地方自治 【第二次改訂版】

一般財団法人 自治体国際化協会

はじめに

当事務所では、所管国（ASEAN 加盟国及びインド）の地方自治制度や地方行政に関わる個別政策等の調査研究を行い、その成果を各種刊行物により紹介している。

このたび、海外の地方自治シリーズ『インドの地方自治（2007年10月刊行）』について第二次改訂を行った。

2年の間にインド国内と日印間で大きな環境変化があった。

2014年5月のインド総選挙でモディ政権が誕生し、就任直後の8月、モディ首相は先進国最初の訪問先として日本を訪れた。その様子はメディアを通じてインド国民に伝えられ、同年1月の安倍内閣総理大臣訪印と併せて両国の親密な関係がアピールされた。

そして7月、インド人に対する短期滞在数次ビザ発給開始に伴って、観光客の増加やビジネス面での利便性の向上といった日印間の一層の交流発展への期待が膨らみ、訪日観光客誘致と併せ、インドへの進出を考える地元企業支援体制強化のため自治体も動き始めている。

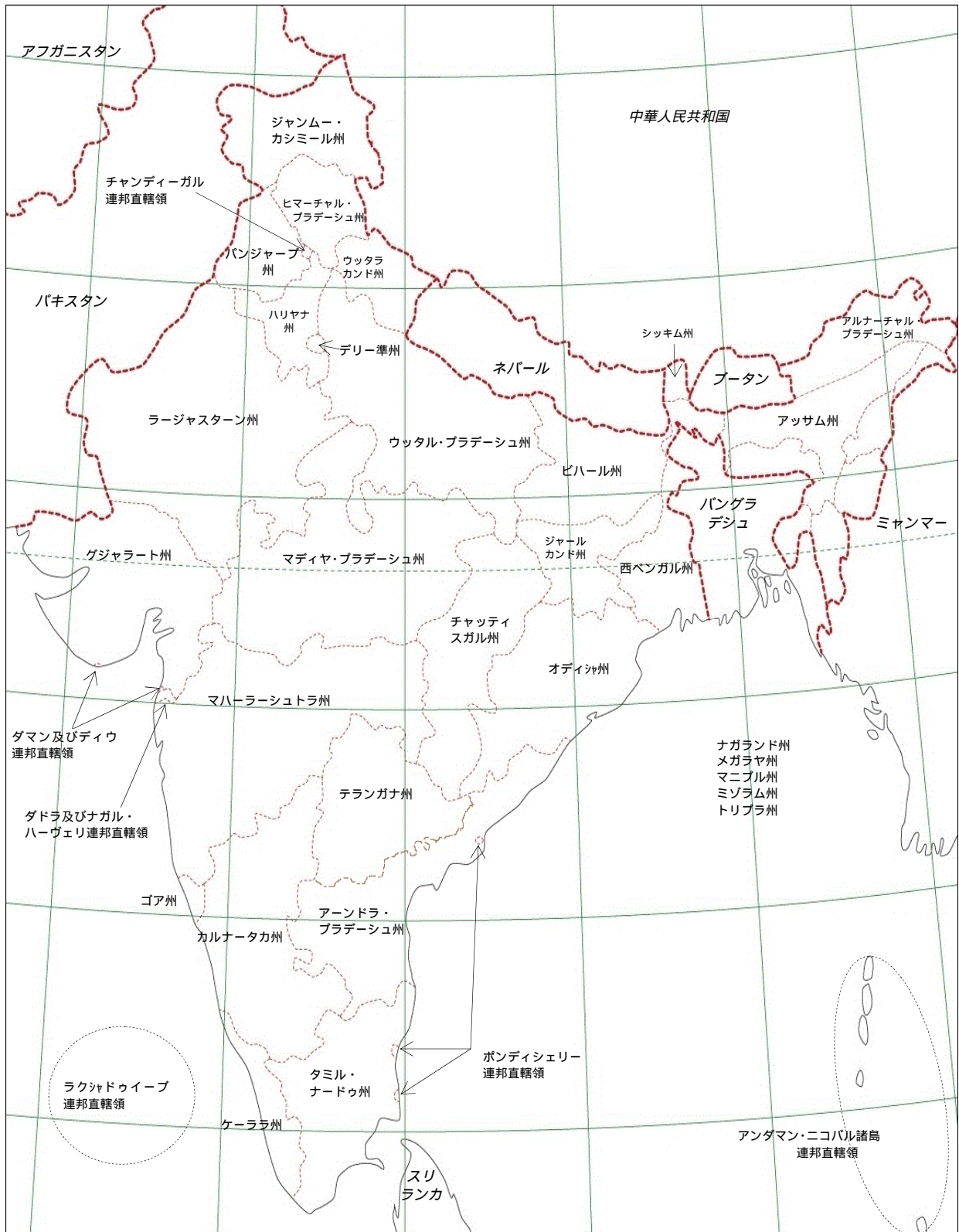
今回の改訂では、前回（2013年）改訂版にプネ市（マハーラーシュトラ州）訪問で得た情報を加えた。また、新政権発足後の組織改編等を把握できた範囲で反映させている。

初刊版に続き、本書がインド地方行政の理解を助ける概説書として活用されることを願うとともに、一層の内容改善のため、お気づきの点等ご教示いただければ幸いである。

2015年3月

一般財団法人自治体国際化協会 シンガポール事務所長
足達 雅英

インド全図



目次

はじめに
インド全図

第1章 国家の統治機構

- 第1節 概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 行政制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 第3節 司法制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第2章 地方自治制度

- 第1節 地方自治の階層構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 第2節 地方自治体の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 第3節 その他の地方行政単位等・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第3章 地方自治体の機能と制度

- 第1節 地方自治体の担当事務・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - 【事例】ムンバイ市
- 第2節 地方財政制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

第4章 主な州・地域の特色

- 第1節 デリー準州・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 第2節 マハラシュトラ州・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
 - 【コラム】プネ市の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 第3節 タミル・ナドゥ州・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 第4節 西ベンガル州・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 第5節 その他の主な州・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第5章 日本とインドの交流関係

- 第1節 歴史的な経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 第2節 地域間交流の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- 第3節 日印交流関係機関・団体一覧・・・・・・・・・・・・ 58
 - 【コラム】日本は遠くにありて想うもの？ ～インドからの日本留学事情～ 62
- 第4節 インドに進出する日系企業・・・・・・・・・・・・ 65

資料編 インド各州の基礎統計データ一覧・・・・・・・・ 67

参考文献等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

第1章 国家の統治機構

本章では、まず現在のインドの国家統治機構について概説する。

インドの国家統治制度を理解する上で、同国が19世紀から20世紀にかけてイギリスの植民地支配を受けた歴史を避けて通ることはできない。インドはイギリスの支配下において歴史上初めて政治的に統一された。1857年のセポイの反乱以降にインドを直接統治下においたイギリスは、本格的な植民地支配を確立し、州・県・郡・村という行政区画を整備するとともに、強固な官僚機構を作り上げるなどした。イギリス統治時代にもたらされたこれらの行政機構は、本章で解説するとおり、独立後のインドにもほぼそのままの形で受け継がれている。

第1節 概観

1 政体・統治機構

インドは連邦共和制国家である。三権分立制度をとり、立法権は国会に、行政権は内閣に、司法権は裁判所にそれぞれ属している。現在インドには29の州(State)¹と7つの連邦直轄領(Union Territory)が設置されている。州には自治権が認められているが、連邦直轄領は中央政府の直接の支配下にあり、大統領によって任命される行政官を通じて統治される。

2 憲法

インド憲法は世界でもっとも長文の憲法といわれる。1950年1月26日に施行され、英文で表記されている。前文、全22部395条の本文と12の附則で構成されており、2012年までに97回の改正を重ねている。中央政府の組織に加えて州の政策施行原則を定めているほか、連邦と州の間の権限配分についても明確に規定している。各州には、独自の州憲法を制定する権限は与えられていない。

3 元首

元首は大統領である。名目上は連邦行政組織の長であり、連邦国防軍の最高指揮権も持つが、政治の実権はない。実質的な行政権は首相を首席とする閣僚会議に与えられており、大統領は閣僚会議の助言に従って、国会を通過した法案の承認や、首相、最高裁首席判事及び州知事の任命等の職務を遂行する。

大統領は、国会両院の議員及び州議会の議員で構成される選挙人団による選挙で選出され、任期は5年である。現在の大統領(第13代)は2012年7月に選出されたプラナブ・ムカルジーである。

なお、副大統領も大統領と同様の選挙方法で選出され、任期も同じく5年である。

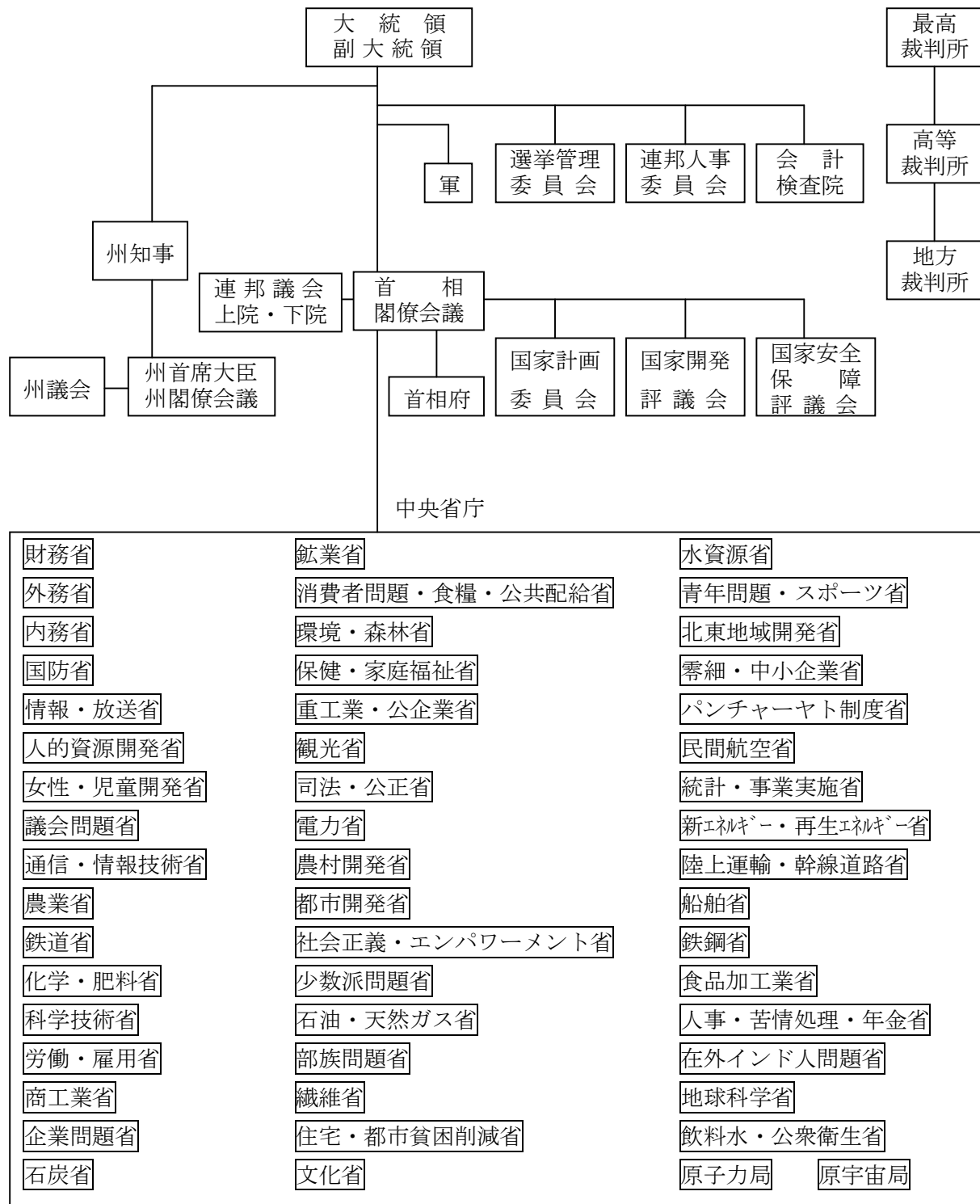
4 国会

国会(連邦議会)は下院(ローク・サーバー)と上院(ラジャヤ・サーバー)からなる二院制をとる。下院が国民全体を代表し、上院は州を代表するという仕組みで構成されている。

¹ 2014年6月2日、アーンドラ・プラデーシュ州から分離する形で29番目の州「テランガナ州」が誕生した。ハイデラバードは2014年まで両州の州都を兼ねる。

図表 1-1-1 インドの統治機構図

(出所：アジア経済研究所「2012 アジア動向年報」を一部修正)



(1) 下院

定数は最大 552 であり、満 18 歳以上の成人による直接普通選挙²により各州から選出される 530 人以内の議員及び連邦直轄領を代表する 20 人以内の議員で構成されるほか、アングロ・インディアン³社会の代表者 2 人を大統領が任命できる。2014 年 5 月現在の下院の議員数は、アングロ・インディアン社会の代表者 2 人を含む 545 議席である。満 25 歳以上のインド国民に被選挙権があり、任期は 5 年であるが、大統領により解散されることがある。

下院においては、社会的な弱者層として憲法上で特に指定を受けている「指定カースト」（不可触民）と「指定部族」（先住部族）の政治的発言権を確保するため、一定数の議席⁴が両者に割り当てられている（留保制度）。

下院は国民による直接選挙で構成されることから、上院に対して優越性を持っている。具体的には、下院で多数を占める第一党（又は政党連合）のリーダーが通常首相に任命されるほか、下院は歳入歳出を伴う「金銭法案」（租税の賦課・廃止や、インド政府が負う財政負担に関する改正等）について、先議権及び下院のみで可決又は否決する権限を持っている。

(2) 上院

定数は最大 250 であり、文学・科学・芸術・社会事業等に関わる学識経験者から大統領が任命する 12 人の議員と、各州及び連邦直轄領議会における間接選挙で選挙された 238 人以内の議員で構成される。2014 年 8 月現在の上院議員数は 242 議席であり、大統領任命の 10 人を除く 232 人が州及び連邦直轄領から選出された議員である。被選挙権は満 30 歳以上のインド国民に与えられ、任期は 6 年で、2 年ごとに 3 分の 1 を改選する。上院は解散されない。

(3) 主な権限

国会の主な権限は、立法、行政の監督、予算の承認又は減額を条件とした承認、国民の不満の代弁及び利害の調整、各種の開発計画や国家政策等に関する審議を行うことなどである。また、大統領の弾劾権、最高裁判所及び高等裁判所判事並びに会計検査院長の罷免権、更には憲法改正の発議権も与えられている。

全ての法案は原則として両院において可決される必要があるが、前述のとおり金銭法案については下院のみが可決又は否決する権限を持っており、上院は議決することができない。また、州の専管事項を改正する法案は上院のみに議決権があり、出席議員の 3 分の 2 以上の賛成を得た場合、当該決議で指定した州の専管事項について、その決議の有効期間（上限 1 年）中は州議会ではなく国会が立法権を有する。また、後述する全インド公務職の創設又は廃止についても、上院のみに議決権が与えられている。

² 憲法第 326 条により満 18 歳以上の全インド国民に国会下院及び州議会の選挙権が与えられている。また、憲法第 243C 条は農村部自治体（パンチャーヤト）における直接選挙について、第 243R 条は都市部自治体における直接選挙について言及しているが、詳細は州の法律によって定められる。

³ 英国植民統治時代にインド人と英国人の間に生まれた人々。

⁴ 2012 年 12 月現在、指定カーストに 84 議席、指定部族に 47 議席が割り当てられている。

(4) 両院議長及び委員会

下院議長は下院議員の互選で選出され、下院の議事進行を行うほか、上下院が異なる決議を行った場合に開催される合同会議の議長も担当する。また、個別の法案が金銭法案であるかどうかの決定権限を持つ。上院議長は副大統領が務める。

議会の多くの事務は委員会で行われる。委員会には常任委員会と臨時委員会があり、常任委員会は、財政関連の調査等を行う委員会、各省庁の業務に関連した委員会及び特定課題の調査等を行う委員会に種別される。これらは更に、それぞれ順に3委員会、24委員会、16委員会に細分されている。臨時委員会は、特定のテーマについて調査・報告を行うための委員会と、個別の議案に関する調査・報告を行うための委員会とに大きく分類される。

5 政党⁵

(1) 概要

インド政府選挙管理委員会によれば、インドには大小合わせて700を超える政党があり、政党活動は民主主義国家インドの政治において不可欠の要素を成している。

公職選挙法に基づく選挙管理委員会規則により、下院選挙や州議会選挙での得票率や議席数などを基準として、一定の勢力を有していると認められた政党は、「承認政党」として認定される。識字率の低いインドにおいては、字が読めない投票者でも容易に投票ができるよう、一定の政党に対して固有の選挙シンボルの使用を認め、当該政党のスタンプを押すことにより投票できるようにしているが、承認政党には、この選挙シンボルの使用が認められている。

承認政党が特定の州でのみ勢力を有している場合には、その政党は「州政党」として、また、4州以上で勢力を有している場合には、「全国政党」として、それぞれ認定される。

(2) 全国政党

2014年現在、以下の6政党が「全国政党」として認定されている。

大衆社会党 (Bahujan Samaj Party: BSP)

インド人民党 (Bharatiya Janata Party: BJP)

インド共産党 (Communist Party of India: CPI)

インド共産党 (マルクス派) (Communist Party of India (Marxist): CPI(M))

インド国民会議派 (コングレス党) (Indian National Congress: INC)

民族主義会議派 (Nationalist Congress Party: NCP)

(出所: Election Commission of INDIA ウェブサイト)

現在の政権与党の中核を成すのはインド人民党である。同党は1951年に結成されたインド大衆連盟を前身とする政党であり、1970年代後半、時の政権インド国民会議派の反主流派、地方分権主義者等とともにジャナタ党 (人民党) を結成し選挙に勝利、一旦は政権を樹立したが間もなく崩壊している。その後ヒンドゥー至上主義の政党として再建され、1996年の総

⁵ 本項の記述は主として在インド日本国大使館「インド概況」に基づくものである。

選挙では 161 議席を獲得して第一党となり、ジャナタ党政権時に外相だった党の有力者アタル・ビハリー・ヴァージペーイーが大統領から組閣を要請され首相に就任したが、反対勢力の結束・抵抗によって下院の信任を受けられず、わずか 13 日の束の間の政権に終わっている。1998 年の総選挙では再び最多議席（182 議席）を獲得し、他の政党との連立に成功して国民民主同盟連立政権の中核となった後、1999 年の総選挙でも 183 議席を獲得し政権維持に成功、しかし 2004 年の総選挙で議席を減らし政権を奪われ 2009 年の総選挙でも政権奪還は叶わなかった。そして 2014 年、5 月の総選挙においてインド人民党は大勝し 30 年ぶりの単一政党による過半数議席（282 議席）を獲得、グジャラート州首相であったナレンドラ・モディが首相に就任し、10 年ぶりに政権が交代した。

(3) 2014 年下院選挙における各政党の獲得議席数及び議席比率

政党名党(原文)	政党名(和文)	議席数	議席比率
Bharatiya Janata Party(BJP)	インド人民党	282	51.7%
Indian National Congress(INC)	インド国民会議派(कांग्रेस党)	44	8.1%
All India Anna Dravida Munnetra Kazhagam(AIADMK)	全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩党	37	6.8%
All India Trinamool Congress(AITC)	全インド草の根会議派	34	6.2%
Biju Janata Dal(BJD)	ビジュ・ジャナタ・ダル	20	3.7%
Shiv Sena(SS)	ジヴ・セーナ	18	3.3%
Telugu Desam Party(TDP)	テルグ・デサム党	16	2.9%
Telangana Rashtra Samithi(TRS)	テランガナ国民会議	11	2.0%
Communist Party of India (Marxist)(CPI(M))	インド共産党(マルクス派)	9	1.7%
Nationalist Congress Party(NCP)	民族主義会議党	6	1.1%
Samajwadi Party(SP)	社会主義党	5	0.9%
Independent(Ind.)	無所属	3	0.6%
Janata Dal (United) (JD(U))	ジャナタ・ダル	2	0.4%
Others	その他	56	10.3%

第 2 節 行政制度

1 閣僚会議

行政権は首相を長とする閣僚会議（内閣）に属する。首相は大統領によって任命され、他の大臣は首相の助言に基づいて大統領が任命する。閣僚会議は、大統領、副大統領とともに行政府を構成している。また閣僚会議は、名目的な存在である大統領と異なり、実質的な行政権を持つとともに、国会下院に対し連帯して責任を負っている。国政に関する閣僚会議の決定等は首相を通して大統領に伝えられ、大統領は閣僚会議の助言等に従って州知事の任命や、国会を通過した法案の承認等を行う。

現在の首相は、2014 年 5 月に就任したナレンドラ・モディ（第 18 代）である。

図表 1 - 2 - 1 主要閣僚 (2015 年 3 月現在)

(出所：インド首相府ウェブサイト)

	役 職	氏 名	所属政党
1	首相 (人事・苦情処理・年金相、原子力局長官、宇宙局長官兼務)	Narendra Modi	インド人民党
2	内務相	Raj Nath Singh	インド人民党
3	外務相兼在外インド人問題相	Sushma Swaraj	インド人民党
4	財務相・企業問題相兼情報・広報相	Arun Jaitley	インド人民党
5	都市開発相兼住宅・都市貧困削減相兼議会問題相	M. Venkaiah Naidu	インド人民党
6	陸上運輸・幹線道路相兼船舶相兼	Nitin Jairam Gadkari	インド人民党
7	国防相	Manohar Parrikar	インド人民党
8	鉄道相	Suresh Prabhu	インド人民党
9	司法・公正相	D.V. Sadananda Gowda	インド人民党
10	水資源相 (河川開発・ガンジス川再生)	Sushri Uma Bharati	インド人民党
11	少数派問題相	Dr. Najma A. Heptulla	インド人民党
12	消費者問題・食糧・公共配給相	Ramvilas Paswan	人民の力党
13	零細・中小企業相	Kalraj Mishra	インド人民党
14	女性・児童開発相	Maneka Sanjay Gandhi	インド人民党
15	化学・肥料相	Ananthkumar	インド人民党
16	通信・情報技術相	Ravi Shankar Prasad	インド人民党
17	保健・家庭福祉相	Jagat Prakash Nadda	インド人民党
18	民間航空相	Ashok Gajapathi Raju Pusapati	デルグ・デサム党
19	重工業・公企業相	Anant Geete	ジヴ・セーナ
20	食品加工業相	Harsimrat Kaur Badal	アカリー・ダル
21	鉱業相兼鉄鋼相	Narendra Singh Tomar	インド人民党
22	農村開発相兼バンチャーヤト制度相兼飲料水・公衆衛生相	Chaudhary Birender Singh	インド人民党
23	部族問題相	Jual Oram	インド人民党
24	農業相	Radha Mohan Singh	インド人民党
25	社会正義・エンパワーメント相	Thaawar Chand Gehlot	インド人民党
26	人的資源開発相	Smriti Zubin Irani	インド人民党
27	科学技術相兼地学相	Dr. Harsh Vardhan	インド人民党

上記のほか、閣外大臣⁶が 39 名任命されている。

⁶ 閣外大臣は閣僚会議の構成員ではないが、担当省の閣僚が不在の場合や、自己の担当する省に関する事項が問題になった場合に閣議に出席する。

2 行政組織

インドはイギリスの植民地時代に政治的に統一され、行政区画、官僚制度、議会制民主主義などの近代的制度が導入された。現在の制度の多くは、英国統治時代にそのルーツがある。

インドの行政組織は、中央レベル・州レベル・地方自治体レベルの三層構造から成る。中央と州の管轄事項は憲法で定められており、中央は国防、外交、通信、通貨、関税などを、州は州法制定と治安維持、公衆衛生、教育、農林水産業などを各々の専管事項としている。また、中央と州の共管事項として、経済計画、社会保障、貿易、産業などがあるが、中央と州との間に齟齬が生じた場合には、中央の法律が優先する。

中央が所管する事項については、図表 1-1-1 に示したとおり、50 を超える省庁が分担している。



インド財務省庁舎（ニューデリー）

3 公務員制度

(1) 概要

中央政府及び州政府はそれぞれ公務員を採用するが、憲法第 312 条は特に、中央（連邦公務員委員会）で採用された後に各州に配属され、中央政府と州政府の両方に仕える義務を負う全インド公務職（AIS; All India Services）について規定している。全インド公務職はインド行政職（IAS; Indian Administrative Service）、インド警察職（IPS; Indian Police Service）及びインド森林職（IFS; Indian Forest Service）から構成される。

(2) インド行政職（IAS）

AIS の中で特に重要な役割を担っているのは、英国統治時代のインド文官職（ICS; Indian Civil Service）の仕組みを受け継いだ、エリート官僚としてのインド行政職（IAS）である。

毎年数十万人が筆記と面接による採用試験を受験し、合格するのはわずか 100 名前後といわれる IAS は、通常は割り当てられた特定の州と、中央省庁の間を異動しながらキャリアを過ごす。中央省庁における IAS の最上位の役職は、次官（Secretary）である。その下位に、次官補（Additional Secretary）、局長／局次長（Joint Secretary）、課長（Director）、課長補佐（Deputy Director）、係長（Under Secretary）と続く役職のヒエラルキーが構成されている。

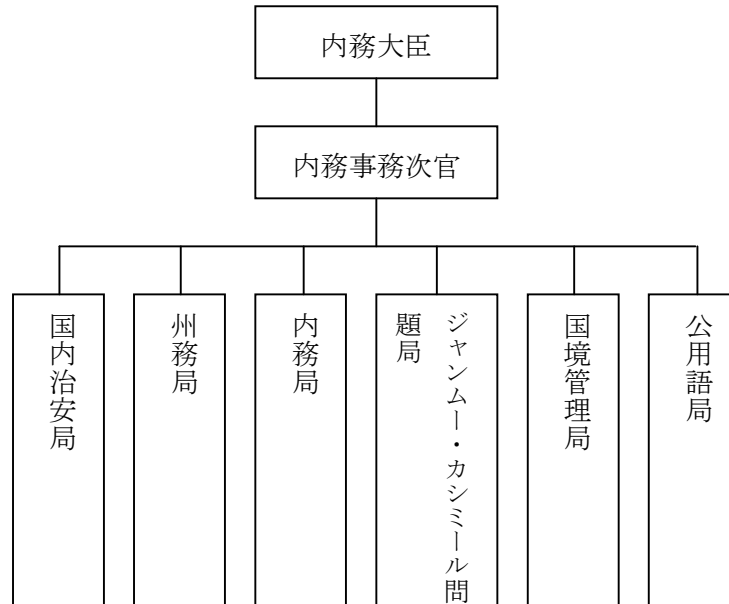
一般に、州政府の課長級以上のポストは中央から派遣される IAS によってほぼ占められており、高い能力を持つ官僚を中央政府が統一的に採用し、研修を行った上でインド全土に広く配置するシステムとなっている。IAS 官僚の汎インド的視野と国家への忠誠心に基づく行政施策等の遂行が、国家統合にとって重要な求心力となっているともいわれる。

4 地方行政関係政府機関

(1) 内務省

内務省 (Ministry of Home Affairs) は治安、中央と州の関係、警察組織、国境管理、災害対策、連邦直轄領の管理などを担当しており、6局からなる。

図表 1-2-3 インド内務省組織図



このうち地方行政に特に関係するのは州務局であり、中央と州の関係、各州の間関係、連邦直轄領の管理、独立戦争で英国と戦った兵士たちへの年金、人権問題、刑務所改革、警察組織改革などを担当している。州務局は、中央と州及び各州間の問題を解決するため、州際評議会 (議長: 首相、構成メンバー: 全州首席大臣、州知事、首相が任命する閣僚) と 5 つの地域評議会 (議長: 内務大臣、構成メンバー: 各地域の州首席大臣) を開催する。

(2) 都市開発省

都市開発省 (Ministry of Urban Development) は、州レベル以下の地方制度のうち、都市部自治体に関する事項を所管している。主な業務は都市開発及び住宅建設に関する事項であり、中央政府が定める国家開発方針に従った州政府への財政的支援や、各種開発プログラムの実施調整等を行っている。

しかしながら、インド憲法が地方行政及び地方自治体に関する事項を州の管轄事項と定めていることから、都市部自治体における行政への直接的な関与は行っていない。

都市部自治体に関連する主な業務として、州財政委員会 (State Finance Commissions) の設置による都市部自治体会計の監督、地理情報システム (GIS) 導入促進による都市計画策定、都市部自治体における電子政府の導入促進及び各種センター運営による都市部自治体職員の研修支援などがある。

(3) パンチャーヤティ・ラージ省

パンチャーヤティ・ラージ省 (Ministry of Panchayati Raj) は、州レベルより下位の地方制度のうち、農村部自治体 (パンチャーヤト) に関する事項を所管しており、2004 年 5 月 27 日に設置された比較的新しい省である。1992 年の第 73 次憲法改正によって制度化された、村・郡・県レベルにおける自治政府としてのパンチャーヤト組織を管轄している。

都市部自治体と同様に、パンチャーヤトについてもその設置及び権限に関する事項は州の管轄事項とされていることから、パンチャーヤト行政への直接的な関与は行っていない。

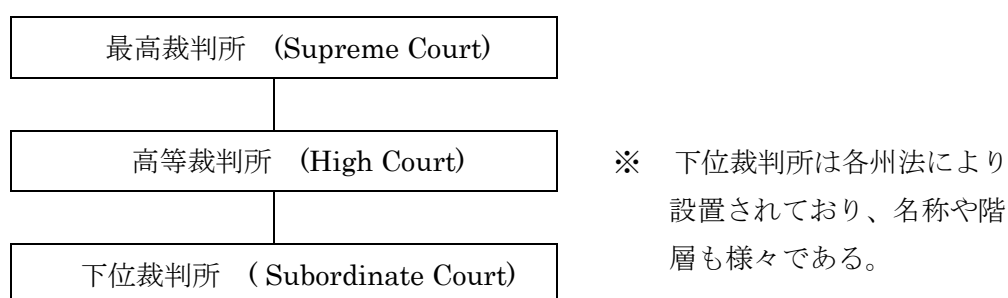
主な業務は、第 73 次憲法改正で定められたパンチャーヤトの組織について、州や連邦直轄領の政府が憲法改正の趣旨に従い推進しているか否かモニタリングすることである。具体には、定期的な会議の開催による村落総会 (Gram Sabha) の権限強化や、パンチャーヤト発展のための各種財政支援、優秀な地方自治を行っているパンチャーヤトの表彰などを行っている。

第 3 節 司法制度

1 概要

インドの司法制度は、連邦制を採りつつも、全ての裁判所が連邦法、州法双方に関する管轄権を持つという特徴を有している。最上位に最高裁判所 (Supreme Court)、その下に高等裁判所 (High Court)⁷、下位裁判所 (Subordinate Court) を設置するピラミッド型構造となっている。

最高裁判所及び高等裁判所については、裁判所の独立と判事の身分が特に保障されている⁸。また、違憲立法審査権 (憲法第 13 条) 及び憲法上の基本権を保護するため各種令状を発する権限を有する⁹ (同第 32 条、226 条)。下位裁判所は、各州法により設置されているが、その組織構造は州により様々である。同時に、裁判所とは別に裁判外紛争解決制度が重要な役割を持っている。



⁷ 28 州・7 連邦直轄領に 21 の高等裁判所が設置されている。州の数と高等裁判所の数不一致なのは、複数の州・連邦直轄領を管轄する高等裁判所があるからである。また、人口の多い州又は面積の広い州には支所が設置されている。7 つある連邦直轄領の中では、デリー準州が単独で高等裁判所が設置され、他の 6 つの連邦直轄領は近接する州の高等裁判所の管轄下にある。

⁸ 憲法は、最高裁判所及び高等裁判所の判事の職務上の行為について、国会で討議することは許されないと規定し (第 121 条)、手当や休暇に関する権利について不利益な変更はできないとする (第 125 条、221 条)。

⁹ 人身保護令状、職務執行令状、禁止令状、権限開示令状 (公的機関の権限の乱用を問う令状)、事件移送命令 (下位の裁判所が管轄を逸脱していないか問う令状) 等がある。

2 種類

(1) 最高裁判所 (Supreme Court)

最高裁判所は、司法制度の最高機関であり、所在地はニューデリーである。首席判事と 25 名の判事によって構成され、任期はなく定年は 65 歳である。首席判事は大統領が必要と認める最高裁判所判事及び高等裁判所判事との協議に基づき、その他の判事はこれに最高裁判所首席判事を加えた協議に基づき、大統領によって任命される (同第 124 条第 2 項)。

最高裁判所は、インド政府と州の係争及び複数州間の係争について第一審としての管轄権を有し、同時に最終審となる。さらに、民事、刑事他いかなる訴訟手続であっても、高等裁判所の判決、決定、命令に対する上告を受ける終審裁判所でもある。

また、最高裁判所は、大統領から法律又は事実に関する諮問を受けた場合、審理を行いその意見を大統領に報告することができる。

(2) 高等裁判所 (High Court)

高等裁判所は、首席判事と複数名の判事¹⁰によって構成され、定年は 62 歳である。首席判事は最高裁判所首席判事及び州首席大臣との協議に基づき、その他の判事はこれに高等裁判所首席判事を加えた協議に基づき、大統領によって任命される。

各高等裁判所は、その管轄内における下位裁判所について上訴管轄権を有し、また管轄内のすべての下位裁判所を監督する (同第 235 条)。また、係争の当事者となった州政府、機関の所在地や被疑者の住居が管轄内になくとも、事件の全部又は一部が管轄内で発生していれば司法権が及ぶ。2012 年 12 月現在で 895 名の判事が全高等裁判所において任命されている。

(3) 下位裁判所 (Subordinate Court)

下位裁判所は、各高等裁判所の下に設置され、州ごとに名称も階層も異なるが、おおむね 3 から 5 の裁判所の階層があり、訴訟の種類によって審級制度は異なる。各下位裁判所判事は、当該州を管轄する高等裁判所との協議に基づき、州知事によって任命される。一般的にすべての民事事件及び刑事事件につき原審裁判管轄権を有する¹¹。下位裁判所の中でも州によってまた事件によってどの裁判所が一審裁判所となるか異なる。また、ほとんどの州において同一の裁判所によって民事事件及び刑事事件が審理されるが、マハーラーシュトラ州及びタミル・ナードゥ州を始めとするいくつかの州は民事裁判所及び刑事裁判所が設置されている。

(4) その他の裁判外紛争解決制度

社会的又は経済的な弱者にとって裁判制度を利用することは、心理的・経済的・地理的な理由から困難なことも多い。そこで、ロク・アダラト (Lok Adalat) という裁判外紛争解決制度が法

¹⁰ 例えば、西ベンガル州を管轄するカルカッタ高等裁判所判事の定員は、首席判事を含め 58 名である。

¹¹ 高等裁判所の中でも歴史的経緯から管轄地域の一部において民事事件及び刑事事件の第一審としての裁判権を有するものとして、東インド会社時代から存在するカルカッタ高等裁判所 (西ベンガル州他管轄)、マドラス高等裁判所 (タミル・ナードゥ州他管轄)、ボンベイ高等裁判所 (マハーラーシュトラ州他管轄) がある。

律サービス庁法（The Legal Services Authorities Act, 1995）によって明文化され、頻繁に利用されている。現職・退職判事、弁護士、地方行政官のうち2、3名が調停者となり、申し立てがあった場合に休日の学校などを利用し開催され、和解又は示談に至らせる調停手続きである。ロク・アダラトは、交通事故、土地収用、家庭問題、銀行ローンなど非常に多岐にわたる係争を対象とし、州や県の法律サービス庁により適切と判断される時期、場所で開催される。ロク・アダラトは、2010年1月から9月までの9か月間で全国において約6万1千回開催され、167万件を超える係争を処理しており、その重要性は年々増している¹²。

この制度により係争が和解又は示談に達した場合は、民事裁判の執行判決と同様の効力を持つものとされ（同法第21条）、当該係争に関してはいかなる裁判所にも訴えを提起できない。

ロク・アダラトの普及は農村地域の人々の権利救済を促すとともに、各裁判所の係争件数を減らす効果を上げている。

¹² インド「National Legal Authority」発行の「Newsletter2010年4月-11月号」による。

第2章 地方自治制度

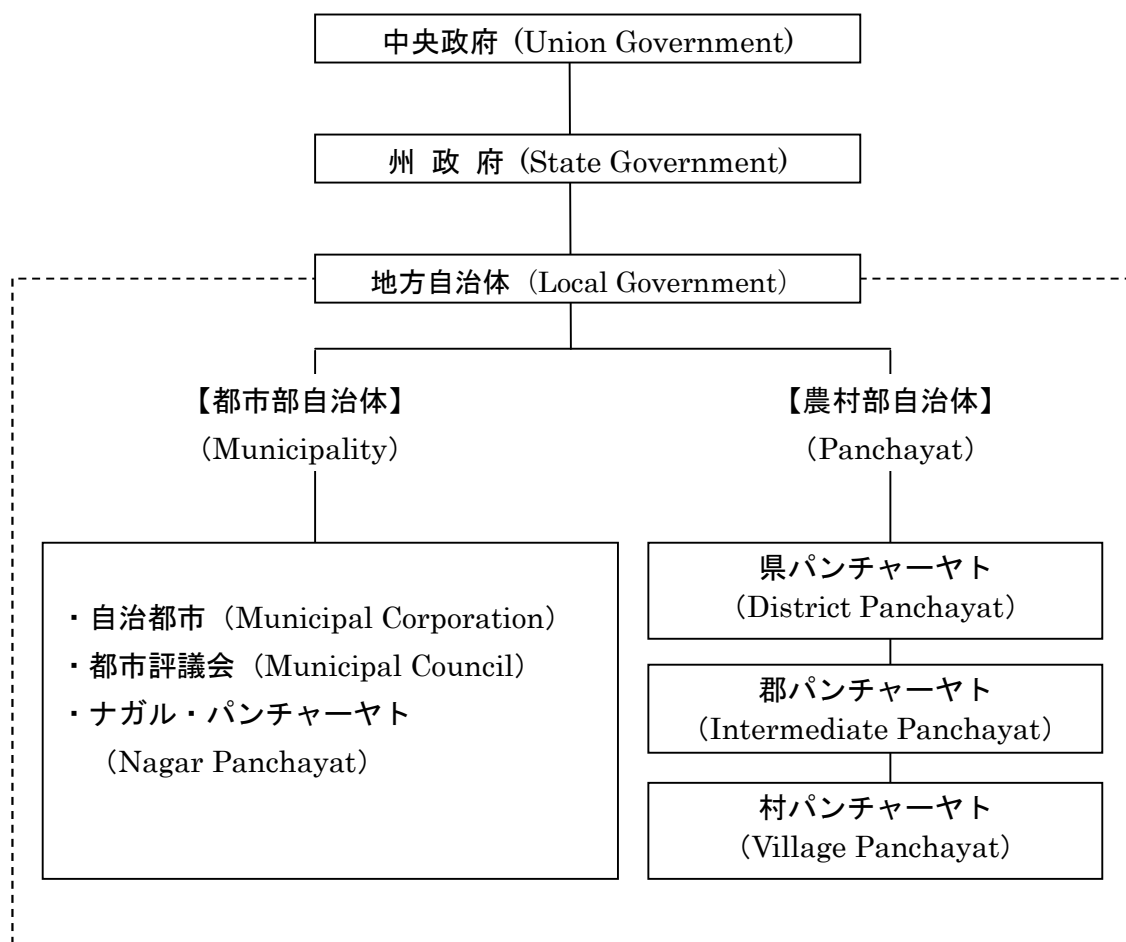
本章では、インドにおける地方自治制度について概観する。

第1節 地方自治の階層構造

インド憲法は、図2-1-1のとおり、中央政府、州政府、地方自治体の三つの行政階層を定めている。また、都市部と農村部にはそれぞれ異なる制度が導入されており、農村部自治体は更にその内部において三層構造をとっている。

このように、連邦国家インドにおいて単に「地方自治体」という場合、通常は州政府を含まず、州より下位の都市部自治体及び農村部自治体のみを指し、中でも農村部の末端組織である村パンチャーヤトを指すことが多い。しかし本書においては、インド憲法上の表現であることを特に断らない限り、中央政府に対置する意味で、州政府、都市部自治体及び農村部自治体を合わせて地方自治体と称することとする。

図2-1-1 インド憲法が定める行政階層



1 州政府

歴史的には、英国植民地の統治法によって連邦型統治形態が導入され、中央と州の間で権限の分割が行われた。その後、次第に州の権限が拡大され、州レベルの自治が強化されてきた。

1950年に発効した現在のインド連邦憲法第246条及び第7附表は、中央と州の立法権限を分割し、州政府の専管権限として、治安、警察、刑務所、地方自治体（都市部自治体及び農村部自治体）、公衆衛生、交通、農業、上水供給、灌漑、土地に関する権利、漁業、ガス事業、教育、病院、固定資産税、その他の税金（農業所得、娯楽、アルコール飲料、賭博等に関するもの）などを列挙している。

また、中央政府と州政府の共管権限として、刑事法及び刑事訴訟手続き、予備拘留、婚姻・離婚、契約、経済・社会計画、社会保障、労働、民事訴訟、電力などがあり、これらについては中央政府と州政府のいずれも立法できる。ただし、対立した場合には中央政府が優越するほか、明記されていない残余権限については中央政府に留保されている。

2 下位の地方自治体

州レベルより下位の地方自治体の組織化及び分権については、従来各州政府に任されていたが、州は地方分権には消極的であり、権限・財源の委譲は遅々として進まなかった。このような状況を改善するため、1992年の第73次及び第74次憲法改正によって、地方自治制度が明文で規定された。都市部と農村部には異なる制度が導入されたが、これは、全人口の7割以上を農民が占める農業国であり、農村自治の伝統が重視されたことなどから、村落自治について定める憲法改正案が独立して作成されたことによる。

なお、憲法は州レベルより下位の地方自治体に関する事項を州政府の管轄と定め、詳細については州議会が個別に立法することを予定している。そのため地方自治に関する憲法上の規定は、都市部と農村部のいずれについても、組織や担当事務のごく基本的な事項に留まっている。

(1) 都市部自治体 (Municipality)

憲法第243Q条は都市部に設けられる自治体として、大都市地域における自治都市 (Municipal Corporation)、小都市地域における都市評議会 (Municipal Council) 及び農村から都市への発展段階にある地域におけるナガル・パンチャーヤト (Nagar Panchayat) の3種類の組織¹³について規定している。

規模的には、自治都市は州都クラスの大都市、都市評議会は概ね人口1万から2万5,000程度の都市、ナガル・パンチャーヤトはそれ以下の都市に置かれるが、具体的な指定は各州が法律によって行う。自治都市に指定されると、自治権や課税権が他の自治体より大幅に認

¹³ 具体的な名称は州により異なる。タミル・ナドゥ州では Municipal Council の代わりに「Municipality」、また Nagar Panchayat の代わりに「Town Panchayat」という名称を用いている。また、西ベンガル州では Municipal Council の代わりに「Municipality」を用いるほか、Nagar Panchayat ではなく「Notified Area Authority」と称し、更に第4のカテゴリーとして「Industrial Township Authority」を設けるなど、州による差は大きい。

められ、財政面などで有利になるが、小規模な都市評議会等は一般的に自治権が小さく、細部にわたって州政府の監督や指導を受けることが多いといわれる。

(2) 農村部自治体 (Panchayat)

憲法第 243B 条は、農村部に三層構造の自治組織を設けることを定めている¹⁴。村 (Village) を最小単位として、複数の村を包含する中間単位の郡 (Intermediate)、複数の郡を包含する県 (District) の 3 つのレベルにおいて、それぞれパンチャーヤト (Panchayat) と呼ばれる自治組織が設けられる¹⁵。

【中央政府と地方自治体の関係】

インドでは、州政府を含む地方自治体はいずれも憲法上に位置付けられ、独自の行政権限や課税権についても憲法附則に明記されており、構造上は権力の非集中が制度化されている。

一方で、インド憲法には中央政府の州への介入あるいは中央への権力集中の正当性も明記されている。第一に、国会上下院の 3 分の 2 以上の同意があれば、州管轄事項についても国会が 1 年間立法権を有することができる (第 249 条)。第二に、州が統治能力を失った場合には、大統領が非常事態を宣言して州を直接統治できる。立法権も国会に集中され、連邦制は停止される (第 250 条及び第 352~360 条)。その他にも、州知事を大統領が任命する制度や、州財政に対して中央財政から多額の補助を行う制度、また中央政府が採用した全インド公務職 (AIS) の公務員を州政府に派遣する制度など、中央集権的な性格を持つ仕組みが多く存在する。

これらの制度は、直接的には 1947 年のパキスタンの分離独立によってインド国民会議派が国家統一と領土保全への危機感を強めた結果設けられたものであったが、多様な民族や言語等による亀裂を抱えた複雑なインド社会において、歴史的に各地域の独自性が州政府や州政党の活動を通して表現されてきたという、州の存在の大きさの証左でもある。

¹⁴ 人口 200 万人以下の州 (ゴア、シッキムなど) には郡レベルのパンチャーヤトを設置する義務はない (インド憲法第 243B 条第 2 項) ため、三層構造とならないこともある。

¹⁵ 具体的な名称は州により異なる。タミル・ナードゥ州の例では郡レベルの「Intermediate Panchayat」を「Block Panchayat」(又は「Panchayat Union」) と称している。

第2節 地方自治体の組織

1 州及び連邦直轄領

(1) 州

ア 州知事

州の名目的な長は知事（Governor）である。知事は州首席大臣を長とする州閣僚会議の助言を受け、州行政を執行する。

知事の任命は、連邦閣僚会議の助言を受けて大統領が行う。任期は5年間である。大統領の任命を受けることから、州における中央政府の代表者としての性格も併せ持っている。憲法において、インド国民であること及び満35歳以上であることの他に具体的な要件は定められていないが、第一線を退いた元政治指導者や元官僚、退役軍人や著名な教育者などが任命されることが多いといわれる。

州知事は中央政府における大統領とほぼ同様の象徴的な存在であるが、一定の事項については独自の判断で行動することができる。例えば、州議会で可決された金銭法案を除く州法案は知事の同意がなければ成立せず、州知事は自らの判断で同意を保留する権限及び法案を大統領に提出して判断を仰ぐ権限、あるいは州議会に差し戻して再審議させる権限を有している。ただし、州議会で再度可決された法案については同意しなくてはならない。

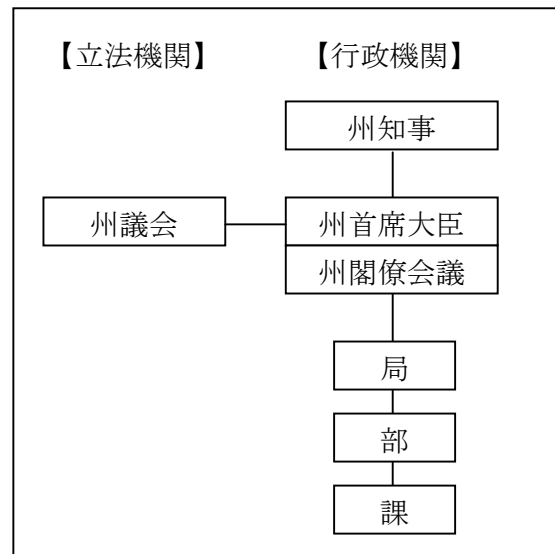
イ 州首席大臣及び州閣僚会議

州首席大臣（州首相、Chief Minister）は州大臣（Minister）によって構成される州閣僚会議（Council of Ministers）の首席である。実質的な行政権限は州知事ではなく首席大臣にあり、中央政府における首相とほぼ同様の存在である。

首席大臣は州議会の指名に基づいて州知事が任命し、任期は当該知事の在任期間となる。憲法は具体的な要件について定めていないが、通常は州議会において多数を占める政党あるいは政党連合を率いる人物が任命される。首席大臣は他の州大臣の人選を行い、首席大臣の助言を受けて州知事が任命する。州閣僚会議は州議会に対して連帯責任を負っており、州大臣を長として、次官（Secretary）を始めとする事務部門により行政府を構成している。一例として、タミル・ナードゥ州の閣僚会議の構成を挙げると図表2-2-2のとおりである。

州行政における全ての重要事項の決定には首席大臣の承認が必要である。主要政策に関する声明は首席大臣名で発表されるほか、行政府の実質的な責任者として、州政府内部における各種調整事務を担当している。

図表2-2-1 州政府の組織



図表 2-2-2 タミル・ナードゥ州閣僚会議の構成

(出所：タミル・ナードゥ州政府ウェブサイト)

州首席大臣		
財務大臣	電気・禁止物許可・物品税大臣	都市行政・農村開発大臣
住宅・都市開発大臣	農村工業大臣	社会福祉・昼食事業大臣
高度教育大臣	農業大臣	協同組合大臣
森林大臣	高速道路・小規模港大臣	食糧大臣
乳業・酪農開発大臣	環境大臣	公共事業大臣
畜産大臣	工業大臣	手織機・織物大臣
カダール織・村産業大臣	観光大臣	商業税・登記大臣
不可触民・民族福祉大臣	運輸大臣	水産大臣
学校教育・スポーツ青年福祉・法務大臣	情報技術大臣	情報・特命事業実施大臣
労働大臣	保健大臣	後進階層・少数者福祉大臣
ヒンドゥー教寄付大臣	歳入大臣	

ウ 州議会

州議会は連邦議会と異なり、ごく一部の州で二院制が導入されているのを除いて、大半の州で一院制が採られている¹⁶。

一院制の州議会及び二院制州議会の下院（Legislative Assembly）の議席数は 60 以上 500 未満で、満 18 歳以上の州民の直接選挙により選出される。指定カースト及び指定部族に対して一定数の議席が割り当てられていること、アングロ・インディアン社会の代表者を知事が議員に任命できることなど、連邦議会下院と共通する点が多い。任期は 5 年であるが、満了前に知事により解散されることがありうる。議会は議員の互選により議会の運営を担当する議長及び副議長を選出する。

二院制州議会の上院（Legislative Council）の議席数は 40 以上かつ下院の議席数の 3 分の 1 以下と定められている。議員は下院議員の選挙により非下院議員から選出される者、都市自治体や農村自治体の議員が兼職する者、その他知事が任命する者などにより構成される。知事による任命議員は、文学、科学、芸術、協同組合運動又は社会事業に関する特別の知識や実際の経験を有する者をもって充てる¹⁷。任期は 5 年であり、解散もされないが、できるかぎり上院議員の 3 分の 1 について、国会の立法に従って 2 年が経過するごとに退職するものとされている¹⁸。

州議会は憲法が定める州政府専管事項の全て及び中央政府との共管事項について立法する権限を有する。ただし、一定の州法は大統領の同意がなければ成立しないなど、その立法権には制限も課せられている。

¹⁶ 憲法第 168 条において、ビハール州、カルナータカ州、マハーラーシュトラ州、ウッタル・プラデーシュ州の 4 州のみについて二院制の採用が定められている。

¹⁷ 憲法第 171 条第 5 項。

¹⁸ 憲法第 172 条第 2 項。

州議会は州財政の状況や州大臣の活動等について監視するほか、大統領選挙における投票権や連邦議会上院における州代表議員の選出権も有している。

(2) 連邦直轄領

連邦直轄領は、一般の州とは異なり、中央政府の直接の支配下に置かれている。大統領によって任命される行政官（Administrator）又は連邦直轄領知事（準知事、Lieutenant Governor）を通じて、大統領が統治する形態がとられる。行政官は連邦直轄領における議会閉会中に条例を制定し公布する権限を持つなど、一定の立法権も有している。

なお、デリー及びポンディシェリーは連邦直轄領であるが、両地域には公選による議会と閣僚会議を設けて自治を行うことが法律で認められており、これらの連邦直轄領における準知事の役割は、一般の州知事のそれにより近い。

2 都市部自治体

都市部自治体は各州政府の都市行政部門が管轄している。その組織及び機能等は、憲法の規定を受けて各州が個別に定める法律等に依拠しているため、州により異なる¹⁹。

(1) 自治都市

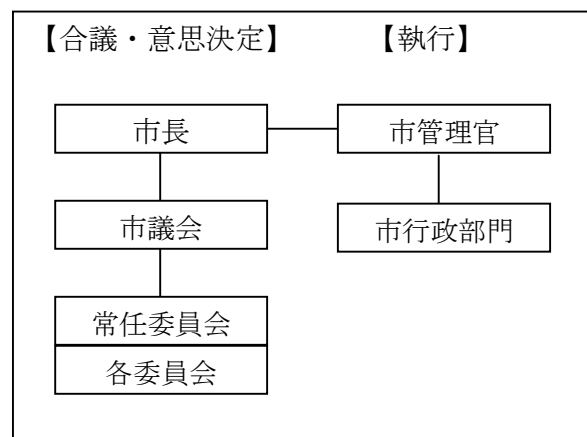
ア 市議会

都市における意思決定機関であり、原則として、住民の直接選挙で選出された議員（Councillor）から構成される²⁰。

憲法第 243T 条により、指定カーストもしくは指定部族の議席を対象地域の人口比率に比例する数だけ確保しなくてはならない。さらに、その議席の 3分の1 以上は指定カースト又は指定部族の女性によって占められなくてはならない。また、指定カースト又は指定部族を含めた全議席のうち、少なくとも 3分の1 は女性が占めなくてはならない。

任期は 5 年であり、各議員は行政分野ごとに委員会（Committee）を構成して活動する。市議会の運営は常任委員会（Standing Committee）が担当する。

図表 2-2-3 自治都市の組織



¹⁹ 一例を挙げると、西ベンガル州のコルカタ市においては、通常の自治都市の制度とは異なる

「Mayor-in-Council」というシステムが導入されている。これは、市長を筆頭に、副市長及び 10 名以内の市議員により市の内閣を編成し、これを「Mayor-in-Council」と称して行政長官以上の権限を与えるものである。

²⁰ 州法によって、地方行政に関する特別の知識又は経験を持つ公選以外の議員を加えることを定めることも可能である。

イ 市長

市議会議員の互選により、任期1年の市長（Mayor）が選出されるが、通常、市長は行政執行権を与えられておらず、議会の名目的な代表者にすぎない。

ウ 市管理官

市管理官（Municipal Commissioner）は自治都市の執行部門の長であり、市議会により決定された各種政策の実施責任を負う行政官である。名目的な存在である市長と異なり、市行政における実質的な権限を有している。州政府が任命し、任期は州法により定められるが、延長又は短縮されることもありうる²¹。市管理官は行政部門の長として、市職員を指揮して日々の行政実務を執り行う。

（2）都市評議会等

より小規模な都市における自治体である都市評議会等においても、組織の基本的な構造は自治都市とほぼ共通である。議員が互選で選出する代表者は議長（President 又は Chairman of the Council）と、市管理官に相当する職は執行官（Executive Officer 又は Chief Officer）と呼ばれる。

多くの州では議長の任期は1年から3年の間であり、州によっては住民が直接選挙により議長を選出するところもある。自治都市における市長と異なり、議長には合議部門及び行政部門の両方において実質的な権限が与えられていることもある。また、執行官は市管理官と同様に通常州政府が任命するが、州によっては都市評議会が任命するところもある。

3 農村部自治体

農村部自治体は各州政府の農村開発部門が管轄している。その組織及び機能等は、各州が個別に定める法律等に依拠しているため、州により異なる。憲法は村パンチャーヤト、郡パンチャーヤト、県パンチャーヤトの三層構造を想定しているが、各階層は必ずしも組織的に連結しているとは限らない²²。

（1）自治体組織

農村部自治体は、議会、常任委員会及び事務局からのみ成り立っており、議長（Chairperson）が首長を兼務している。従って、これらの自治体は合議機関であると同時に行政の最高機関でもある。県パンチャーヤトには執行官（Chief Executive Officer）、郡パンチャーヤトには地区開発官（Block Development Officer）が配置され、事務の執行にあたるが、村パンチャーヤトは一般に小規模であり²³、議員以外の職員はほとんど存在しない。

議員は住民の直接選挙によって選ばれ、任期は5年である。1村パンチャーヤトあたり議員数は、州によって村の規模に差があることから、平均5人弱のグジャラート州から18人

²¹ コルカタ市の例では、標準任期は5年間であるが、西ベンガル州政府の判断により、最長5年間の延長が可能である一方、いつでも解任することができる（コルカタ都市自治法第14条）。

²² 第3章第1節中のコラム「各レベルのパンチャーヤト間の連携について」参照。

²³ 1村の全国平均人口は約1,900人である。

を超える西ベンガル州までばらつきがある。

指定カースト及び指定部族、女性の議席が留保されている点及びその比率等については、都市部自治体と全く同様である。

(2) 村落総会

農村部自治体における象徴的な制度として、村パンチャーヤトのレベルで開催される村落総会（Gram Sabha）がある。村落における全有権者によって構成され、住民が直接地方行政に参加することができる会合である。実際の総会参加率は有権者の10%程度といわれる。

少なくとも年4回開催することが法律で定められており、農村における行政の透明性の確保と、住民ニーズの汲み上げに大きく貢献している。

主な役割は次のとおりである。

- ア 村パンチャーヤトの業務監査及び事業調整
- イ 村パンチャーヤトに対する拘束力のある提言
- ウ 予算及び計画の承認及び監査

第3節 その他の地方行政単位等

厳密な意味での地方自治組織には分類されないものの、インドの地方レベルにおける主な行政単位として、このほかに次のようなものが存在する。

1 県

州及び連邦直轄領は、1又は複数の県（District）から構成される。県は都市部自治体及び農村部自治体から構成される²⁴。

(1) 県長官

州政府から県長官（District Magistrate 又は District Collector）が任命され、県内自治体間で紛争が発生した際の調整等を担当する。県長官は当該県における州政府の代表者として、全ての行政分野について州政府が有する決定権限等を単独で行使できる。インドの地方行政における枢要なポストとして、通常、インド行政職（IAS）の上級官僚が配置される。

図表2-3-1 パンジャープ州の県構成
（出所：インド国勢調査ウェブサイト）



²⁴ 全国平均では、1つの県は約9の都市部自治体、1の県パンチャーヤト（若干の例外あり）、約10の郡パンチャーヤト、約395の村パンチャーヤトから構成される。

(2) 県計画委員会

県のレベルには県計画委員会 (District Planning Committee) が設置される。県内の全ての都市部自治体及び農村部自治体がそれぞれ立案した各自治体の開発計画を、県計画委員会が調整、統合して、県としての開発計画を定め、州政府に提出する。各県の開発計画は最終的に州政府で統合され、州の開発計画となる。

県計画委員会の委員については、その少なくとも5分の4以上について、県内の都市部自治体及び農村部自治体の議員の互選によって選出し、それぞれの割合は県内都市部及び農村部の人口比率とすることが憲法で定められている。

2 大都市地域

人口が100万人以上で、1以上の県から成り、かつ2以上の都市部自治体、農村部自治体又はその他の隣接した地域から構成されるものであって、州知事が公示により大都市地域であると定めたものを大都市地域 (Metropolitan area) といい (憲法第243P条)、大都市計画委員会 (Metropolitan Planning Committee) が設置される。地域内の自治体の開発計画を取りまとめ、大都市地域全体としての開発計画を定め、州政府に提出する点については県計画委員会と同様であるが、州政府のみならず中央政府との十分な調整が特に求められている点で異なる。

大都市計画委員会の委員については、その少なくとも3分の2以上について、県内都市部自治体及び農村部自治体の議員の互選によって選出し、それぞれの割合は県内都市及び農村の人口比率とすることが定められている。

3 区

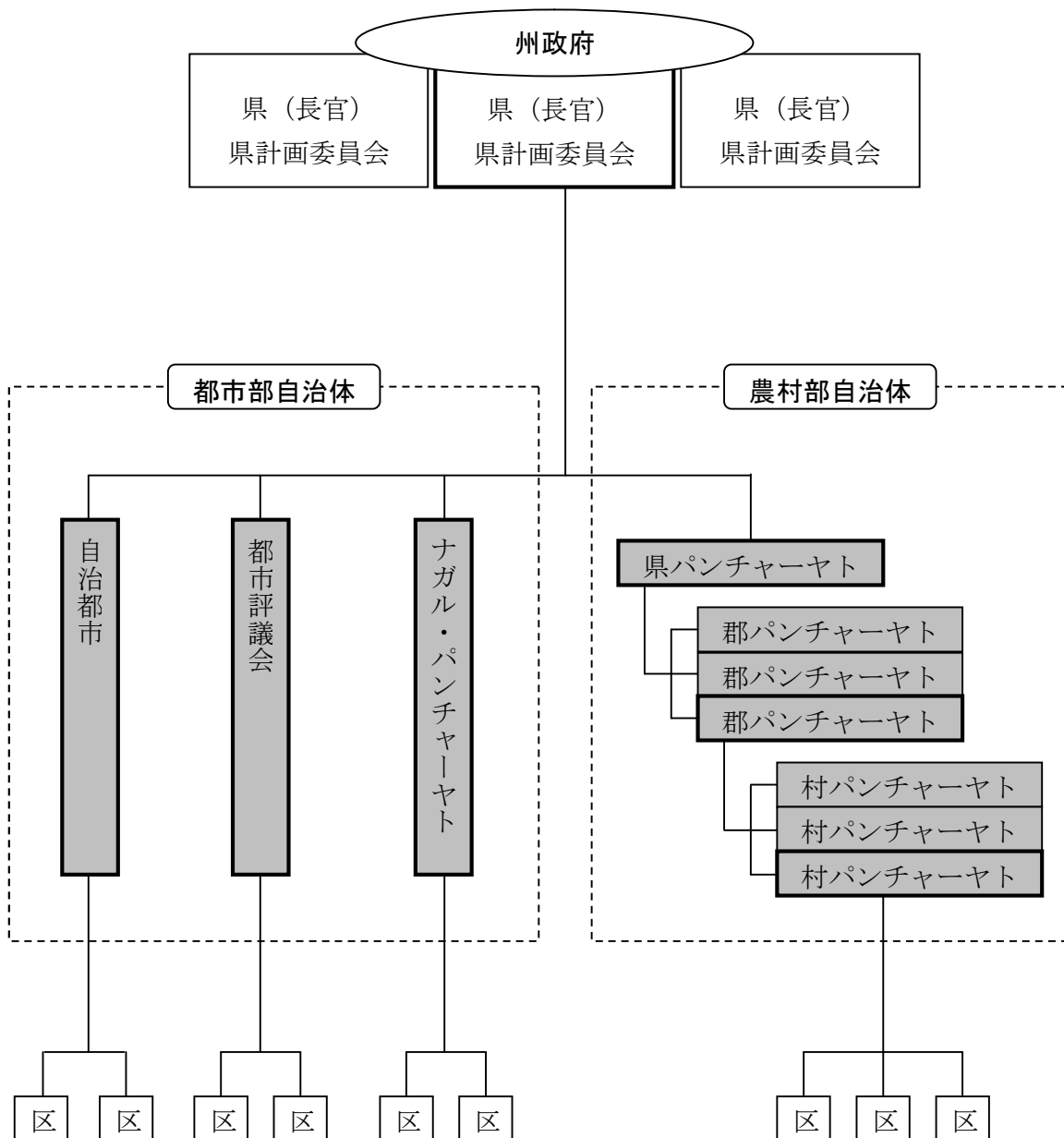
都市部自治体及び村パンチャーヤトは通常、複数の区 (Ward) から構成されている。州より下位のレベルの地方自治体における選挙の際には、各区から通常1名の議員が選出され、議会において選出区の利益を代表する。憲法は30万人以上の人口を持つ都市自治体に対し、区委員会 (Ward Committee) を設けることを規定しており、その詳細については各州が定める。

【参考】

県及び区等の位置付けを含め、インドにおける地方行政機構の概念をあらためて図式化したのが図表2-3-2である。

図表中で網掛け表示した部分が、インド憲法において住民による自治を行うことが認められた、いわゆる「地方自治体」である。これらの自治体を束ねる形で、より広域の行政区域である県が設置されている。県には州政府からインド行政職（IAS）の長官が派遣され、州政府の機関として統治している。一方、より地域に密着した行政の便宜を図るため、都市部自治体及び末端の農村部自治体の下位には区が設けられている。

図表2-3-2 インドの地方行政機構モデル図



第3章 地方自治体の機能と制度

本章では、地方自治体の階層ごとの機能及び具体的な担当事務と、その財政的な裏付けとなる地方財政制度の概要について述べる。

第1節 地方自治体の担当事務

第2章で触れたように、インドにおける地方自治体の構造には州ごとに特色や違いが見られるが、ここでは州政府、都市部自治体及び農村部自治体がそれぞれ担当する事務について概略を述べる。

1 州政府の担当事務

インド憲法第7附表に規定される州政府の主要な担当事務は以下の通りである。

- | | | |
|---------------------------|--------------|------------|
| ① 地方自治体 ²⁵ の管理 | ⑦ 飲用水の確保 | ⑬ 州内の取引と商業 |
| ② 公衆保健と衛生 | ⑧ 土地保全 | ⑭ 州内における財の |
| ③ 障害者・失業者の救済 | ⑨ 漁業 | 生産、供給と分配 |
| ④ 交通整備 | ⑩ 鉱山・鉱物開発の規制 | ⑮ 協同組合 |
| ⑤ 農業振興 | ⑪ 工業の保護 | ⑯ 州立工場の土地と |
| ⑥ 家畜の保護、改良及び動物病
の予防 | ⑫ ガス、ガス工場の管理 | 建物の管理 |

また、中央政府との共通管轄事項として同附表リスト3に以下の項目が同時に規定されている。

- | | | |
|-------------|---|-------------|
| ① 森林管理 | ⑤ 教育 | ⑨ 取引、商業と生産、 |
| ② 経済・社会計画 | ⑥ 難民の救済と社会復帰 | 供給及び分配 |
| ③ 人口管理と家族計画 | ⑦ 主要港湾以外の港湾管理 | ⑩ 工場 |
| ④ 社会保障と社会保険 | ⑧ 海運、航行と内陸水路、
水路の規則、内陸水路によ
る乗客と財の輸送 | ⑪ ボイラー管理 |
| | | ⑫ 電力 |

州政府の事務の中では、秩序維持、下級司法行政及び経済・社会開発部門が重要とされている。特に、農業基盤とインフラの開発について強い権限と財源を持っており、経済・社会開発の分野において州政府が果たす役割は大きい。また、1992年の第73・74次憲法改正以降、開発事業については、下層の都市部・農村部自治体に事務を委任するとともに、積極的な財政補助を行って地方分権の推進を図ることが、州政府に期待されている。

²⁵ 都市部自治体及び農村部自治体を指す。

2 都市部自治体の担当事務

(1) 憲法上の規定

インド憲法第 243W 条及び第 12 附表において、下記 18 分野に関する業務の遂行及び計画の実施が都市部自治体の責務とされている。

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------|
| ① 市街地計画を含む都市計画 | ⑩ スラムの改良及び改善 |
| ② 土地利用及び建築物建設に関する規制 | ⑪ 都市部における貧困対策 |
| ③ 経済的及び社会的開発に関する計画 | ⑫ 都市部における施設、すなわち公園、庭園、遊園地等の供与 |
| ④ 道路及び橋梁 | ⑬ 文化的、教育的及び美的側面の推進 |
| ⑤ 家庭用、産業用及び商業用水の供給 | ⑭ 埋葬及び埋葬地、火葬及び火葬場並びに電気式火葬 |
| ⑥ 公衆保健及び衛生管理、廃棄物管理 | ⑮ 家畜小屋、動物に対する残虐行為の禁止 |
| ⑦ 消防 | ⑯ 出生及び死亡の登録を含む人口動態統計 |
| ⑧ 都市部緑化、環境保護及びエコロジーの推進 | ⑰ 街灯、駐車場、バス停留所を含む公共の便益 |
| ⑨ 身体障害者及び精神障害者を含む社会における弱者層の利益保護 | ⑱ 解体処理上及び皮なめし工場の規制 |

(2) ムンバイ市の事例

都市部自治体で実施される実際の事務内容については、州政府の立法や各地域の状況により異なる。ここでは具体的な事例として、マハララシュトラ州の州都であるムンバイ市（郊外人口を含め約 1,248 万人）における行政の実態について紹介する。同市はムンバイ自治都市法により、地方自治体の中で自治権や課税権が最も広く認められるカテゴリーである「自治都市」に指定されている。

ア 義務的事務（ムンバイ自治都市法（Mumbai Municipal Corporation Act）第 61 条）

ムンバイ市の担当行政事務は、大きく義務的事務と任意的事務に区分されており、次の事務については、その実施が市の義務であると定められている。

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| ① 下水施設・公衆トイレの建設及び維持管理 | ⑪ 暴力・危険職種への規制 |
| ② 上水施設の建設及び維持管理 | ⑫ 消防隊の設置及び火災時の生命・財産の保護 |
| ③ 汚物・廃棄物等の収集及び除去 | ⑬ 危険建築物・場所の是正又は撤去 |
| ④ 不衛生地の美化、有害植物・不快物質の除去 | ⑭ 公道・橋等の建設及び維持管理 |
| ⑤ 墓地の規制及び整備 | ⑮ 公道の照明整備及び清掃 |
| ⑥ 出生・死亡の登録 | ⑯ 公道・橋等にある障害物等の撤去 |
| ⑦ 「ボンベイ予防接種法」に基づく予防接種実施 | ⑰ 公道の命名及び建築物への地番付与 |
| ⑧ 疫病の抑制・防止施策の実施 | ⑱ 初等教育施設の維持管理及び援助 |
| ⑨ 公立病院・薬局の設置及び維持管理 | ⑲ 市役所・市公有財産の維持管理 |
| ⑩ 公設市・屠殺場の建設及び維持管理 | ⑳ ムンバイ都市圏の一般的向上 |

イ 任意的事務（ムンバイ自治都市法（Mumbai Municipal Corporation Act）第 63 条）
 次の事務については、財源等の余裕がある場合に、市の判断によりその全部又は一部を実施することができるものとされている。

- | | |
|------------------------|---------------------------------|
| ①中等教育以上の推進 | ⑨公共又は行楽地での音楽提供 |
| ②図書館、博物館及び動物園の設立及び維持管理 | ⑩市電等の公共交通手段の建設及び維持管理 |
| ③公園・行楽地の設置及び維持管理 | ⑪公共電力・ガスの供給及び援助 |
| ④街路樹の植樹及び管理 | ⑫上記実施のための不動産・動産の取得 |
| ⑤建築物又は土地の調査 | ⑬ムンバイ都市圏へのサービス提供のための企業・公営企業の株取得 |
| ⑥婚姻の登録 | ⑭公共安全・衛生・利便の向上にかかるその他の施策 |
| ⑦国勢調査の実施 | ⑮公的儀式等への寄付 |
| ⑧功績者への表彰 | |

ウ ムンバイ市の行政組織

ムンバイ市の行政組織は、表 3-1-1 に示すとおりとなっている。

表 3-1-1 ムンバイ市行政組織（ムンバイ市 HP 「Department List」 より作成）

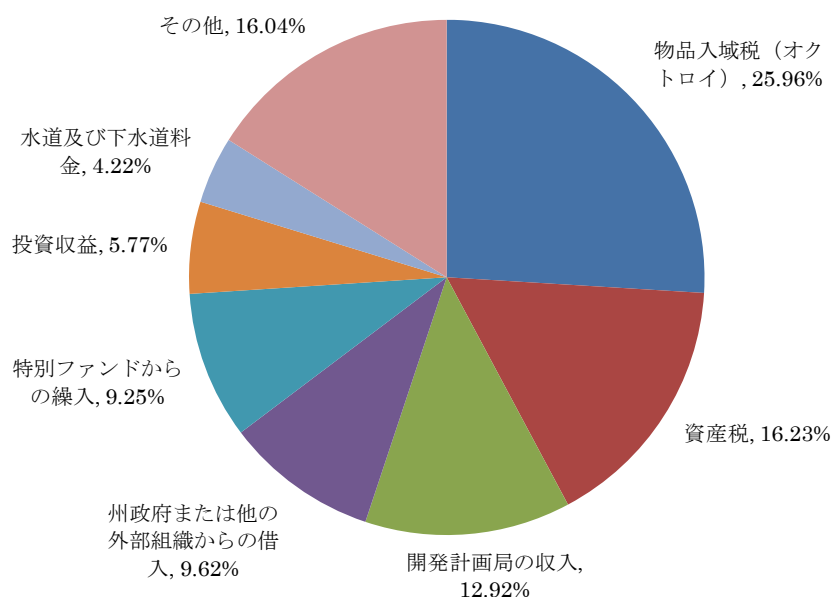
部門名	部門名
ハンセン病対策病院	教育部
一般課税・徴収部	上水管理技術者
オクトロイ課税・徴収部	情報技術部
選挙部	蚊感染症対策部
物品調達部	職員福祉部
会計管理者（一般財政担当）	法務部
会計管理者（上下水道部担当）	許認可部
開発計画部	下水処理管理部
機械・電気部	会計監査
計画・設計部	市管理官室
下水施設計画部	秘書室
暴雨排水対策部	公衆衛生部
施設管理部	広報部
労働管理部	道路・交通部
消防部	施設安全部
汚職対策・会計監査部	区役所等抜打監査官
研修所・研究センター	特殊任務監査官
市施設建設部	市営病院（16 か所）
家畜屠殺所	市営娯楽施設（4 か所）
副会計管理者（2 名）	市営プール（2 か所）
民営化・官民協力促進部	区役所（24 か所）

エ ムンバイ市予算の概要 (2012/2013 会計年度)

(ア) 歳入 : 2,658.1 億ルピー (約 3,854 億円)

ムンバイ市の歳入では、物品入域税(オクトロイ)が 690 億ルピーで歳入全体の約 26% を占め、大きな財源となっている。

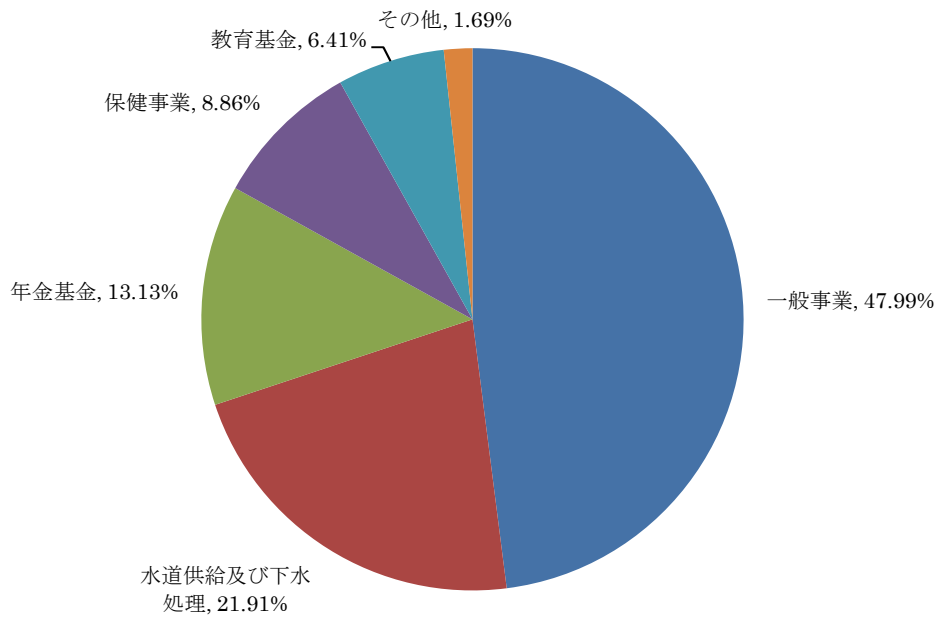
財 源	金額 (億ルピー)	比率(%)
物品入域税(オクトロイ)	690.00	25.96
資産税	431.33	16.23
開発計画局の収入	343.55	12.92
州政府または他の外部組織からの借入	255.70	9.62
特別ファンドからの繰入	245.75	9.25
投資収益	153.38	5.77
水道及び下水道料金	112.10	4.22
その他	426.30	16.04
計	2,658.10	100



(イ) 歳出 : 2,647.41 億ルピー (約 3,839 億円)

歳出項目の中で最大の金額を占めるのは、一般事業であり約 48%を占める。これに水道供給及び下水処理 (22%) が続く。

歳出項目	金額 (億ルピー)	比率(%)
一般事業	1,270.42	47.99
水道供給及び下水処理	580.12	21.91
年金基金	347.72	13.13
保健事業	234.57	8.86
教育基金	169.79	6.41
その他	44.79	1.69
計	2,647.41	100



【州政府と都市部自治体の関係】

州と都市部自治体との関係については、州又は都市部自治体の財政力や自主性によって差があるものの、一般的には州政府の力がかなり強いと言われる。西ベンガル州のコルカタ自治都市法等の資料によれば、西ベンガル州政府とコルカタ市政府の関係は次のとおりであり、州政府の優越性がうかがえる。

- 1 州政府は市政府に対して、いかなる書類の提出も要求できる。
- 2 州政府は州政府職員に命じて、市政府のいかなる部局、事務所、業務及び財産等についても、調査又は検査を行わせることができる。
- 3 州政府が市政府の不正を検知した場合、市政府に対して直接是正を命じるか、州政府職員に命じて当該不正の是正を行わせることができる。
- 4 州政府は市政府の能力が不十分であると考えられる場合には、市政府を解散することができる。
- 5 市政府で成立した規制等は全て州政府の審査を受けなくてはならない。
- 6 市の会計検査は、州政府の任命を受けた監査局が実施する。

他方、マハーラーシュトラ州とムンバイ市との関係では、ムンバイ市の財政力及び自主性の強さにより、マハーラーシュトラ州の権限は、教育分野における指示、市職員の雇用規程の策定、外部から借入金に関する承認及び特別監査の実施等とされており、比較的緩やかなものになっている。

3 農村部自治体の担当事務

インド憲法 243G 条及び第 11 附表において、下記 29 分野に関する業務の計画及びその遂行が農村部自治体の責務とされている。

- | | |
|-------------------------------|----------------------------------|
| ① 農業普及事業を含む農業 | ⑩ 農村住宅建設 |
| ② 土地改良、土地改革の実施、
土地整理及び土壌保全 | ⑪ 飲料水 |
| ③ 小規模灌漑、水管理及び流域開発 | ⑫ 燃料及び飼料 |
| ④ 畜産業、酪農業及び養鶏業 | ⑬ 道路、排水路、橋梁、渡船、用水路
及びその他の交通機関 |
| ⑤ 漁業 | ⑭ 電力供給を含む農村における電化 |
| ⑥ 社会林業及び農園林業 | ⑮ 非通常型エネルギー資源 |
| ⑦ 小規模森林生産物 | ⑯ 貧困対策事業 |
| ⑧ 食品加工業を含む小規模工業 | ⑰ 初等及び中等教育の実施 |
| ⑨ 繊維業、農村及び家内制手工業 | ⑱ 技術訓練及び職業訓練 |
| | ⑲ 成人及びノンフォーマル教育 |
| | ⑳ 図書館 |
| | ㉑ 文化事業 |
| | ㉒ 市場の管理 |
| | ㉓ 病院、一次医療センター及び
診療所を含む保健及び衛生 |
| | ㉔ 家族福祉 |
| | ㉕ 女性及び児童福祉 |
| | ㉖ 身体障害及び精神障害に対する
福祉を含む社会福祉 |
| | ㉗ 弱者層の福祉、特に指定カースト
及び指定部族の福祉 |
| | ㉘ 配給制度 |
| | ㉙ コミュニティ施設の維持 |

農村部自治体で実際に行われる事務内容は、州政府の意向や各地域の状況によって異なるが、一般に、各レベルの農村部自治体における主な担当事務は概ね次のとおりである。

(1) 村パンチャーヤト

基礎的自治体として、村落での生活に密着した行政事務を担当しており、パンチャーヤト道路として分類される全ての公共道路とそれに付随する橋・排水溝等の管理保全、村落施設の整備と建築規則の制定、公共道路や公共の場所における街灯の整備、排水溝と暗渠の整備、ごみの収集や樹木の剪定など地域の衛生保全、井戸や上水道の整備と水環境の保護、墓地や火葬場の設置及び管理などがその主なものである。

(2) 郡パンチャーヤト

郡レベルのパンチャーヤトは、一般に三層構造をとるパンチャーヤト自治における中間自治体として、村と県の調整機能を果たしている。主な担当事務には、自然災害時の対応や県・州・中央政府から委任された建設事業などのほか、農業・畜産業・漁業の振興、上水道整備、社会人教育、公共市場の設置、母子福祉施設の建設を含む社会福祉、産業育成などがある。

(3) 県パンチャーヤト

県パンチャーヤトは、各郡パンチャーヤトの開発計画を県レベルの開発計画として取りまとめ、更に州政府の開発計画に反映させる立場にある。主な行政事務は、郡と県レベルでの開発事業の促進と実行、協働について全体的な監督を行うことであり、州政府から予算や人員の提供を受けてインフラ整備事業や産業開発、保健医療や教育に係る事業等も実施している。

【各レベルのパンチャーヤト間の連携について】

各レベルのパンチャーヤトの間の関係等は、各州が法律で規定するものであり、州によって大きな差がある。

例えば、西ベンガル州のパンチャーヤト法においては、村パンチャーヤト間の連携・調整を図るために郡パンチャーヤトのメンバー数名が村パンチャーヤトに参加する規定となっている。同時に郡レベルでは、村パンチャーヤトの代表、専任の役員、そして地区開発官（Block Development Officer）を筆頭とする州政府の役員によって郡パンチャーヤトが構成される。地区開発官が郡パンチャーヤトの執行官（Executive Officer）を務めることにより、郡レベルと州政府との連結・融合を狙ったものである。また、県パンチャーヤトの代表には西ベンガル州の大臣としての地位が与えられている。これにより州政府の開発予算がパンチャーヤトに拠出されやすくなり、パンチャーヤト自治の更なる民主化と州政府からの支援の強化という二つの課題の解決が図られている。

一方、タミル・ナドゥ州の事例では三層のパンチャーヤトは完全に独立しており、議員の選挙も各層単位で実施され、議員が重複しない仕組みとなっている。

第2節 地方財政制度

1 中央—州政府間の財政関係

中央政府と州政府の課税権配分は、憲法の第7附表に明記されている。一般に、課税ベースが州際にまたがるものは中央政府が、課税ベースが局地的であるものは州政府が課税権を有する。また、中央政府は非農業関連の所得・資本に対して、州政府は農業関連の所得・資本に対して、それぞれ課税権を有する。農業がGDPに占める割合は2割弱に過ぎないことを考えると、徴収額では中央政府に有利な税目配分といえる。

表3-2-1 中央政府と州政府の主な課税権区分

○中央政府課税権

1. 所得税（農業所得を除く）
2. 関税（輸出税を含む）
3. タバコ及びその他の国産品消費税（アルコール飲料、阿片、大麻及びその他の麻酔薬を除く）
4. 法人税
5. 資産税（個人・企業の農地を除く）及び法人資産税
6. 遺産税（農地を除く）
7. 相続税（農地を除く）
8. 鉄道、海路又は空路で輸送される財及び乗客への通行税
9. 証券取引税（印紙税を除く）
10. 印紙税
11. 新聞売上税と新聞広告税
12. 州際取引税（新聞を除く）
13. サービス税

○州政府課税権

1. 地租
2. 農業所得税
3. 農地相続税
4. 農地遺産税
5. 土地・建物税
6. 鉱権税
7. アルコール・麻酔薬消費税（医療用、化粧品、備品用を除く）
8. 物品入域税
9. 電力消費税、電力売上税
10. 売上税（新聞を除く）
11. 広告税（新聞を除く）
12. 車輻税
13. 動物税、船舶税
14. 通行税
15. 雇用税
16. 人頭税
17. 奢侈税（遊興・娯楽・賭博を含む）
18. 文書用印紙税（中央政府課税対象のものを除く）

州政府課税権のうち物品入域税（オクトロイ）は、州政府より下位の都市部自治体及び農

村部自治体のレベルで課される税金である²⁶。特定の物品が該当の自治体に利用、消費又は販売目的で入境した場合に課され、税率は物品及び自治体により異なる。

2 中央—州政府間の財源移転

インドは目覚ましい経済成長を遂げているが、州政府の税収の伸びは低いままで、所管する行政事務を実施するために十分なものになっていない。前述したとおり、州政府の課税対象は農業関係に偏っているが、農民が人口の7割を占めるインドにおいて、農業所得等農民に対する課税を拡大することは政治的に困難なためである。そこで、中央政府から州政府への大規模な財源移転が行われており、インド準備銀行の資料によれば、2012/2013年度予算では全州政府の総収入（16兆3,330億ルピー、約23兆6,828億円）に占める中央政府からの財源移転総額は35.9%（5兆8,682億ルピー、約8兆5,009億円）に達している。

（1）財源移転制度

財源移転は税収分与、補助金及び貸付けの3形態によって行われている。それらが移転全体に占める割合は、順に概ね52%、45%、3%（2012/2013年度予算）である。財源配分機関及び配分形態は次のとおりである。

（イ）財政委員会（Finance Commission）

所得税及び消費税の税収分与、織物・たばこ・砂糖の売上税を代替する付加消費税（VAT）の分与、憲法第275条が定める州政府予算の収入不足に対する補助金、鉄道乗車料金税の廃止を代替する補助金

（ロ）中央政府・省

中央計画事業・中央補助計画事業による補助金及び貸付け

（2）財政委員会

財政委員会は、中央政府が賦課する所得税と連邦消費税について、中央—州政府間の垂直的不均衡と、州政府相互間の水平的不均衡とを是正する目的で税収の分与を実施するための勧告を行う機関であり、憲法規定に基づいて5年毎に設置される。財政委員会による税収分与は、中央—州政府間の財源移転制度の中核を成している。

直近では、第13次財政委員会が2010/2011～2014/2015年度の5年間についての報告書を2009年に提出しており、中央政府の全税収の32.0%を州政府に移転すること、中央政府の経常収入全体の39.5%を上限として州政府に移転すること、中央政府の物品・サービス税（GST）導入による中央—州政府間の垂直的不均衡の是正及び地方自治体の自主税源の拡充などについて勧告が行われた。

州間の配分基準としては格差補填アプローチを採用しており、人口、1人あたり所得などの要素を基準に行われ、各財政委員会が具体的な数値を決定する。第13次財政委員会では、ウッタル・プラデーシュ州に最大の約20%を配分した一方、シッキム州には最小の0.2%し

²⁶ 財移動の障害を取り除くため、多くの州では都市部自治体及びパンチャーヤトのレベルでの物品入域税を廃止しつつある。その代わりに州が越境税を課して、その純収入を補助金形態で地方自治体に移転する州もある。

か配分していない。なお、各州は州財政委員会を組織し、州政府から都市部自治体及び農村部自治体への財源配分を行っているが、一般にこれら下位自治体の財政基盤は弱く、特に小規模な団体は州政府の補助に大きく依存している。

第4章 主な州・地域の特徴

インドは極めて広大であり、地域ごとに様々な差異を抱えた多様な国家である。本章では、インドの主要な州を取り上げ、それぞれの地域の特徴について記述する。これらの州を含むインド全州及び連邦直轄領に関する詳細なデータについては、本書巻頭のインド全図及び巻末の資料編も参照されたい。

第1節 デリー準州²⁷

1 地勢



ムガル帝国時代に建設された皇帝の居城ラール・キラー

(1) 位置等

デリー準州はインド北西部に位置し、首都ニューデリーが置かれている。周囲をウッタール・プラデーシュ州及びハリヤナ州に囲まれており、ガンジス川支流のヤムナー川がニューデリーの近くを南北に流れている。南西に位置するラージャスターン州から続くアラバリ丘陵の端に位置し、標高は200～300mである。準州内は9の県に分かれている。

(2) 面積

1,483平方キロメートル（大阪府よりやや小さい面積）。国内第30位。

(3) 気候

北をヒマラヤ山脈、南をデカン高原に挟まれた東西に長い平地に位置するため、夏は非常に乾燥し酷暑となるのがデリーの気候の特徴である。月平均最高気温は5月で39.6℃まで上がり、45℃を超える日もある一方、月平均最低気温は1月で7.3℃まで下がる。平均年間降水量は574mmである。

(4) 歴史

デリーはインドの歴史の中で非常に重要な役割を果たしてきた都市である。3,000年以上も前に叙事詩「マハーバーラタ」に描かれた王国インドラプラスタが、現在知られているデ

²⁷ 厳密には「デリー国家首都地区（National Capital Territory of Delhi）」である。デリー連邦直轄領又はデリー首都圏とも呼ばれる。

リーの最も古い姿といわれる。その後ペルシャ（現在のイラン）など多くの勢力の侵略を受けてきたが、17世紀にはムガル帝国のシャー・ジャハーンによって首都がアグラからデリーに移された。その際建設された都市シャー・ジャハナーバードが、現在のオールドデリーにあたり、現在でも当時の街並みの姿がほぼそのままの姿で残っている。

ニューデリーは、1912年にイギリス領インドの行政府所在地がコルカタ（当時カルカッタ）から移された際、デリーの南方に行政都市として建設されたものである。イギリス人によって都市計画が進められたため、道路が整然と配置されており、旧市街であるオールドデリーとのコントラストが際立っている。ニューデリーは1947年の独立後にインド連邦の首都となり、その他の周辺区域とともに、現在のデリー準州を構成している。

2 州に関する主要データ

- (1) 人口：16,753,235人（男性：8,976,410人、女性：7,776,825人）。国内第18位。
- (2) 識字率：86%（男性：91%、女性：81%）
- (3) 主な宗教：ヒンドゥー教 82.00%、イスラム教 11.72%、シーク教 4.01%
- (4) 主な言語：ヒンディー語、パンジャブ語、ウルドゥー語

3 経済・産業

首都ニューデリーを擁する大都市圏として、サービス産業を中心に栄えている。2010/2011年度の一人当たり州NDP（州内純生産、Net State Domestic Product）は108,876ルピー（約157,870円）、国内第1位である。

金融業、保険業、不動産業などのサービス業を始め、電子機器、自動車部品、自動車、繊維などの製造業も盛んである。

外資系企業の本社や事業所も多く置かれているが、産業立地規制があることから、工場は周辺のハリヤナ州（グルガオンなど）やウッタール・プラデーシュ州（ノイダなど）に設置している企業が多い。最近では近郊の土地も不足しつつあり、より西部に位置するラージャスターン州にまで工業団地が造られ、工場の立地が進んでいる。

4 政治・行政の動向

デリー準州は、首都という特殊性により、1956年の州再編の際に連邦直轄領となっている。従来、他の連邦直轄領と同様、議会及び政府の存在を認められていなかったが、1991年第69次憲法改正及びデリー首都圏統治法（The Government of National Capital Territory of Delhi Act, 1991）の成立により、一院制の議会（70議席、うち13議席は指定カーストに留保）及び首席大臣を長とする州閣僚会議（内閣）が設置されるに至っている。また、他州の知事に相当する名目的な長として、連邦直轄領知事（準知事、Lieutenant Governor）が置かれている。ただし、準州政府の権限は大幅に制限されており、他の州が持つ警察、土地に関する権限は連邦政府に委ねられている。

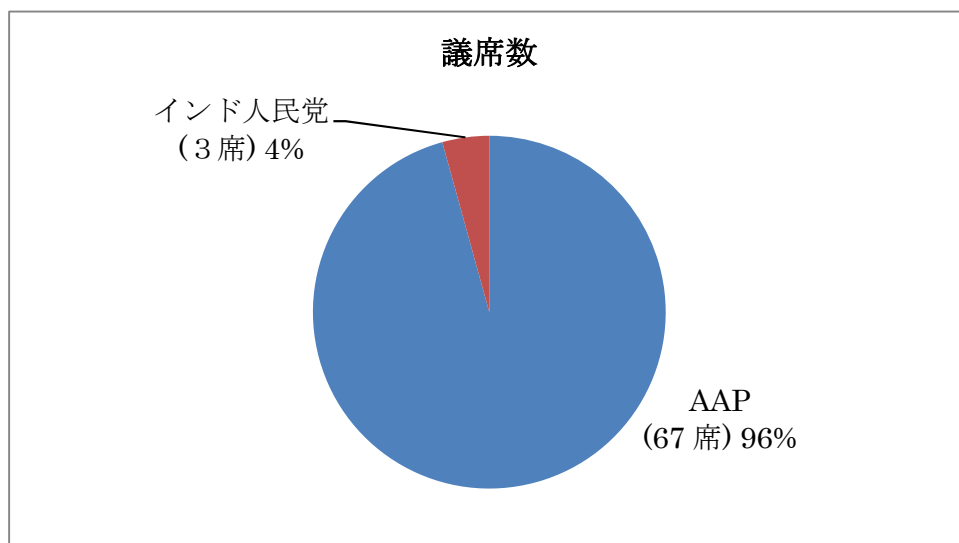
議会設置後の1993年選挙以降、デリー準州においてはインド人民党とインド国民会議派による二大政党体制が続いている。インド人民党は当初の5年間政権を維持したが、政党内

の混乱もあり、1998年インド国民会議派が政権を奪取するに至った。その後、2003年及び2008年の選挙でもインド国民会議派が大勝し、インド国民会議が3期連続して政権を握っている。2013年の選挙ではインド人民党とAAPが躍進し、インド国民会議は議席を大幅に減らして政権交代となったが、わずか49日で首席大臣が辞任したため連邦政府管理の下に置かれていた。2015年2月に行われた選挙ではAAPが70議席のうち67議席を獲得している。

なお、デリー準州は、インド国会に対して上院3議席、下院7議席の割当がある。

連邦直轄領知事：ナジープ・ジュン（2013年7月9日～）

首席大臣：アルビンド・ケジリワル（2015年2月14日～）



課題となっているのは、鉄道や道路等の交通インフラ整備の遅れのほか、ヤムナー川の水質汚染である。これはデリー首都圏の急激な人口増加、工業化、ヒन्दゥー教で執り行われる遺骸の水葬などが原因とされる。これらの課題解決のため、日本は、デリー高速輸送システム計画やヤムナー川流域の下水道整備計画に対し円借款により資金援助を行っている。

5 その他

(1) 進出している主な日系企業

167社（2012年11月時点、在インド日本国大使館作成資料より）

スズキ、デンソー、伊藤忠商事、丸紅、三菱商事、三井物産、住友商事、日立製作所、パナソニック電工、清水建設、電通、日本郵船、NTT、三菱東京UFJ銀行など多数。

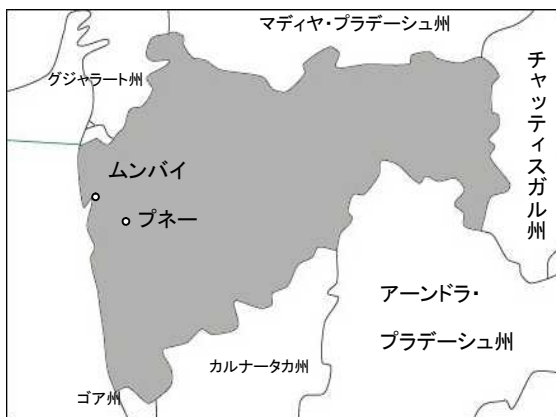
(2) 姉妹都市・友好都市

2007年3月5日、福岡県とデリー準州の間で日本とインドの州レベルとしては初となる友好提携の調印が交わされている²⁸。

²⁸ デリー準州政府からの聞き取りによれば、デリー準州は市と州双方の立場を有しており、市の立場としては従来から4都市と交流を行っていた（中央政府によりロンドン、シカゴ、モスクワ、ウランバートルの4都市に限定されていた）。

第2節 マハーラーシュトラ州

1 地勢



タージ・マハル・ホテル（ムンバイ市内）

(1) 位置等

マハーラーシュトラ（「偉大な国家」の意味）州はインド西部に位置し、国内で人口最大の都市である州都ムンバイがある。グジャラート、マディヤ・プラデーシュ、チャッティスガル、アーンドラ・プラデーシュ、カルナータカ、ゴアの各州に囲まれている。西海岸でアラビア海に面する。35の県、535の都市部自治体、28,277の農村部自治体がある。

(2) 面積

307,713 平方キロメートル（本州・四国・九州を併せた面積に近い）。国内第3位。

(3) 気候

熱帯性モンスーン気候である。3月から5月まで乾期が続き、その後雨期が6月から10月頃まで続く。州都ムンバイにおける月平均最高気温は11月で33.4℃まで上がるが、4・5月においても同程度の気温となる。一方、月平均最低気温は1月で16.4℃まで下がる。平均年間降水量は5,266mmである。

(4) 歴史

一説には、マハーラーシュトラの名は7世紀にインドを訪れた玄奘三蔵の「大唐西遊記」に既に出てくるといふ。この地域はサータヴァーハナ朝やチャールキヤ朝に統治されたが、1307年にはイスラム王朝の支配下となる。その後16世紀の中頃までイスラムの領主達が覇を競った後、マラータ人のシヴァージーが現れマラータ帝国を興し、ムガル帝国と敵対した。18世紀にはインドの大部分がマラータ帝国の支配下に入るなど興隆したが、19世紀にはイギリスに占領された。1947年の独立時にボンベイ州となるが、1960年5月には2つに分割され、北のグジャラート州とマハーラーシュトラ州が誕生した。

2 州に関する主要データ

(1) 人口：112,372,972人（男性：58,361,397人、女性：54,011,575人）国内第2位。

- (2) 識字率：83%（男性：90%、女性：75%）
- (3) 主な宗教：ヒンドゥー教 80.37%、イスラム教 10.60%、仏教 6.03%
- (4) 主な言語：マラーティー語、ヒンディー語、ウルドゥー語
- (5) 主要都市：ムンバイ（州都、旧名ボンベイ）、プネ²⁹、ターネ、ナシク、ナグプル、オーランガバード

3 経済・産業

2010/2011 年度の一人当たり州 NDP は 62,729 ルピー（約 90,957 円）、国内第 5 位である。

州全体の主要産業は、自動車製造、製糖、石油化学、食品加工、皮製品、電気製品、印刷出版、製紙等であり、また映画と観光産業は州の経済と社会生活に重要な位置を占める。ムンバイにはタタ・グループやゴドレージ・グループといったインド企業の本社が数多くある。また、西部ではぶどうの栽培が盛んであり、州全体でインドのぶどうの 7 割強を生産している。

インドの金融と商業の首都と呼ばれる州都ムンバイを擁する。また旧名をもじった「ボリウッド」の名前で知られるように、インド映画の一大産地として有名である。

4 政治・行政の動向

議会制民主主義を採っており、立法機関は下院 (Vidhan Sabha) と上院 (Vidhan Parishad) の二院制である。うち下院の議員の任期は 5 年で、定数は 288 議席と規定される。そのうち 18 議席が指定カースト、また 22 議席が指定部族に留保されている。一方で上院の現議席数は 78 議席であり、解散はないものの全議員のうち 3 分の 1 が 2 年ごとに引退し、新しい議員が州政府の推薦や特定の団体等から間接的に選ばれ交替する。

1980 年代まで国民会議派が優勢であったが、90 年代に入り国民会議派とサフラン同盟（インド人民党とシヴ・セナー）が対立する図式で議席数争いを続け、99 年の選挙で国民会議派と民族主義会議派による連立政権が樹立された。2004 年 10 月に行われた州議会選挙では、国民会議派と民族主義会議派による会議派連合がサフラン同盟に勝利し、引き続き州政府与党となった。州東部の経済発展の恩恵を受けていない地域では、州政府の行政への不満から選挙時に州与党の得票率が下がる傾向にあるが、この選挙でも同様の傾向が見られサフラン同盟は都市部以外の地域で票を伸ばした。

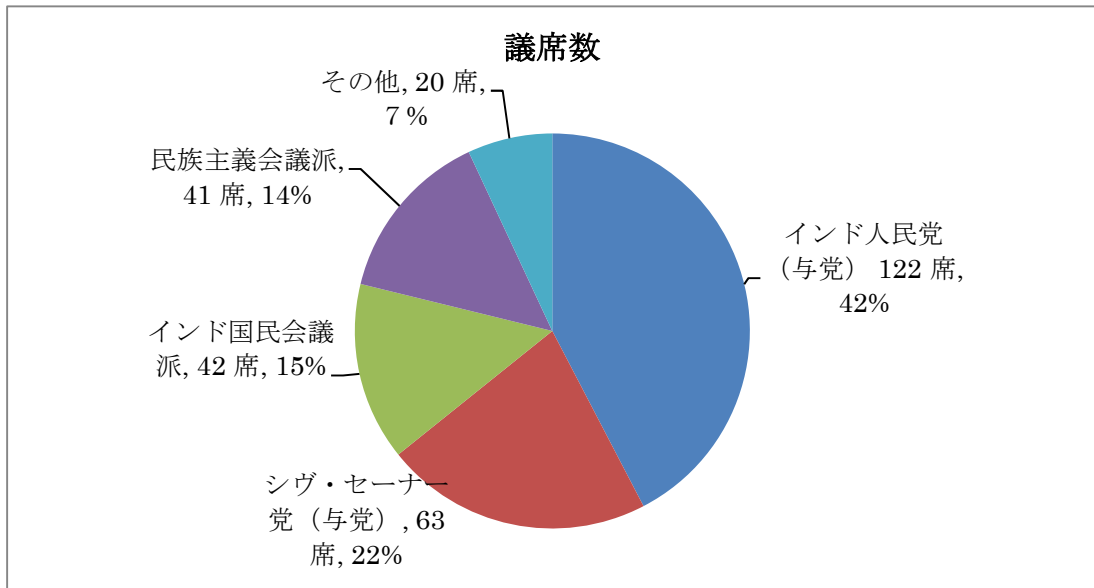
しかし 2014 年 10 月に実施された下院選挙では、インド政権与党となったインド人民党が大幅に勢力を伸ばし単独で 122 議席を獲得、シヴ・セナー党と連立を組んで新たな連合政権を樹立した。3 期政権運営を担ってきた国民会議派と民主主義会議派は大敗し、両党で 3 割の議席に留まった。

なお、インド国会に州として上院 19 議席、下院 48 議席の割当がある。

知事：シュリ・チェンナマネニ・ヴィディアサガ・ラオ（2014 年 8 月 30 日～）

首席大臣：デヴェンドラ・ファドナヴィス（2014 年 10 月 31 日～）

²⁹本書では在ムンバイ日本国総領事館で使用している地名表記に統一



マハーラーシュトラ州は、1990年代の経済自由化以降、インド国内でも有数の経済発展を遂げ、2010/2011年度の州NDPはインド全体の約16.8%を占めており、インド全州で最大規模となっている。一方、州東部は未だに農業を中心とした後進地域であり、ムンバイを中心とする州西部との間に大きな格差が生まれている。中でも最も後進的なヴィダルバ地方を始めとする農村地域では、雇用問題、不十分なインフラ整備、電気・水道の供給不足等多くの問題を抱えている。こうした地域間の経済格差の是正が州政府の当面の大きな課題となっている。

なお、日本は、マハーラーシュトラ州送変電網整備計画に対し円借款により資金援助を行っている。

5 その他

(1) 進出している主な日系企業

277社（2012年11月時点、在インド日本国大使館作成資料より）

ムンバイ	186社（三井物産、三菱商事、三菱東京UFJ銀行、商船三井など）
プネ	76社（シャープ、ティラド、矢崎総業、デンソー、エンケイなど）
ターネ	7社（日精ASB機械、協立電機）
オーランガバード	4社（エクセディ）

(2) 姉妹都市・友好都市

1965年6月26日に横浜市とムンバイ市（当時ボンベイ市）が姉妹都市提携を締結して以降新規締結はなかったが、岡山県が2006年1月19日にプネ市、2006年1月20日にピンプリ・チンチウッド市との間に友好交流協定を締結、2013年10月には和歌山県が相互協力に関する覚書を交わしている。

【プネ市（マハーラーシュトラ州）の特徴】

概況

プネ市（Pune Municipal Corporation：1950年2月設立）は、人口3,115,431人（2011年調査）、面積243.83km²、マハーラーシュトラ州第二の都市であり、4つの区域、15の行政区で構成されている。現在、市周辺34の村を合併する計画が進められており、実現すると州内最大規模の自治体となる。伝統的、文化的都市として知られ、多くの研究機関が存在する。IT産業を中心とした多くの企業が本部を置いている。

1990以降、プネ市周辺地域に企業が多く進出しており、州内農村部だけでなく他州からの人口流入が著しい。コミュニティの形成や都市交通網の整備など急激な人口増加に伴う課題に取り組んでいる。

行政組織

市議会（Elected Wing）と執行部門（Administrative Wing）の2本柱で行政運営を行っている。市議会は互選により市長を選出して市の行政運営にかかる合議・意思決定を行い、常任委員会（Standing committee）が市の予算・会計に関するすべての決定権を持つが市長に行政執行権はなく、州政府に任命された管理官が執行部門の長として行政実務を執り行っている。

政策

プネ市では、中央政府が2005年に2012年までの7年間計画で立ち上げた都市近代化スキーム「JnNURM：Jawaharlal Nehru National Urban Renewal Mission」の下で、道路の拡張、地下鉄建設、河川の改良、下水処理施設等、生活インフラ整備を中心とする都市開発を行ってきた。その後、市は独自に2041年までの開発計画を策定し主体的に開発を進めており、中央政府及び州政府は定期的に進捗状況を把握（市より報告）している。今後は山林地区の保存や緑化事業等、環境に配慮した都市開発を進めていく計画である。

学術都市としても知られるプネ市では、教育が重要政策のひとつとしている。インド国民皆教育政策の下で10年間の初等教育は義務化され、就学にかかる経費は無料である。また、国内初となる「e-ラーニングスクール」を設立しており、教師たちが制作した教材で行われる授業は生徒たちの学習意欲を向上させている。女性の就学率が1,000人に対して945人と他の都市と比較しても高い。女生徒には通学用に自転車を貸与しており、男尊女卑の風潮が未だ根強く残る中で州政府も意識改革に取り組んでいる中で、プネ市は特に発展的と言える。

経済状況

1990年以降プネ市内の産業は著しく成長しており、自動車やIT産業などの中として最大の投資先のひとつとなった。1970年後半では約250億ルピーであった投資額は、1990年には約680億ルピーに伸びている。人口の約3割（労働者の約9割）が製造業、サービス業等の第三次産業に従事している。

行政サービス

市民生活向上を目的としたe-ガバナンスシステムの導入を進めている。オンラインによる出生、死亡等の届出のほか、個人が身の回りの問題をSMSで市に直接伝えることも可

能になる。市民が送信したメッセージは個別番号により管理され、市が地域の課題をスピーディーに把握するため活用される。海外に居住する市民も多く、将来的にはオンラインによる納税システムの導入も視野に入れている。

(2014年9月 Pune Municipal Corporation 聞き取り調査による)

第3節 タミル・ナードゥ州

1 地勢



チェンナイ市内風景

(1) 位置等

タミル・ナードゥ州はインドの南端に位置し、アーンドラ・プラデーシュ、カルナータカ、ケーララの各州と境を接している。カヴァリーデルタの広がる東の海岸部と北西部の丘陵地帯で二分されており、南に向かってラマナサプラムとマドゥライの平原が広がる。32 の県、1,097 の都市自治体、13,031 の農村部自治体がある。

(2) 面積

130,058 平方キロメートル（本州の面積の半分よりやや大きい）。国内第 10 位。

(3) 気候

山岳部を除くタミル・ナードゥ州の大部分は半乾燥熱帯モンスーン気候に分類される。州都チェンナイにおける月平均最高気温は 6 月で 36.6℃まで上がり、月平均最低気温は 1 月で 20.6℃まで下がる。平均年間降水量は 882mm である。

(4) 歴史

6 世紀から 9 世紀にかけてチャールキヤ朝、9 世紀半ばからチョーラ朝の栄えたこの地域では 12 世紀頃にイスラムの支配者が勢力を拡大した。その後、12 世紀半ばにヴィジャヤナガル王国が成立し 300 年近く続いたものの、17 世紀の中頃にはイギリスによる支配が始まり、1947 年の独立まで続いた。独立後にはマドラス州として再編されたが、1953 年にはテルグ語族がアーンドラ・プラデーシュ州に分離し、次いで 1956 年にはマドラス州はケーララ、マイソール、マドラスの 3 州に分裂する。1968 年にマドラス州はタミル・ナードゥ州に改称し今日に至っている。

2 州に関する主要データ

(1) 人口：72,138,958 人（男性：36,158,871 人、女性：35,980,087 人）国内第 6 位。

(2) 識字率：80%（男性：87%、女性：74%）

- (3) 主な宗教：ヒन्दゥー教 88.11%、キリスト教 6.07%、イスラム教 5.56%
- (4) 主な言語：タミル語、テルグ語、カンナダ語
- (5) 主要都市：チェンナイ（州都、旧名マドラス）、コインバートル、マドゥライ、ティルネルヴェティ、カルール

3 経済・産業

2010/2011 年度の一人当たり州 NDP は 51,928 ルピー（約 75,296 円）、国内第 9 位である。

主要産業は自動車、自動車部品、電気機器、石油精製、化学肥料、IT、バイオテクノロジー一等である。また、皮革産業や綿繊維産業が盛んで、インドのなめし皮生産の 7 割と綿繊維製品の 4 割を生産している。州内には 30 を超える工業団地があり、幅広い産業が集積している。

タミル・ナドゥ州には、近年「南アジアのデトロイト」と称されるほど、自動車産業を中心にグローバル企業が集積し、その周辺産業にも裾野が拡大している。安価で質の高い労働力やアセアン・日本を向いた港湾施設が魅力となり、日本企業の進出も急激に増加している。

4 政治・行政の動向

議会制民主主義を採っており、1986 年まで二院制を取っていたが、それ以降他の大部分の州と同様に一院制に移行した。議員は小選挙区選挙により選出され、定数は 234 議席と規定されている。そのうち、42 議席が指定カースト、3 議席が指定部族に留保されている。

1967 年にドラヴィダ進歩党（DMK）が第一党となって以来今日まで、タミル・ナショナリズム（反バラモン、反アーリヤ、反北インド的なタミル人中心主義。インド独立時には州の分離独立構想が主張された。）を背景とするドラヴィダ運動から誕生した地域政党が州政権の座にある。1977～88 年の間には、ドラヴィダ進歩党から分かれた全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩党（AIADMK）が安定政権を樹立したが、その後はこの 2 大政党による対立の構造が続いている。

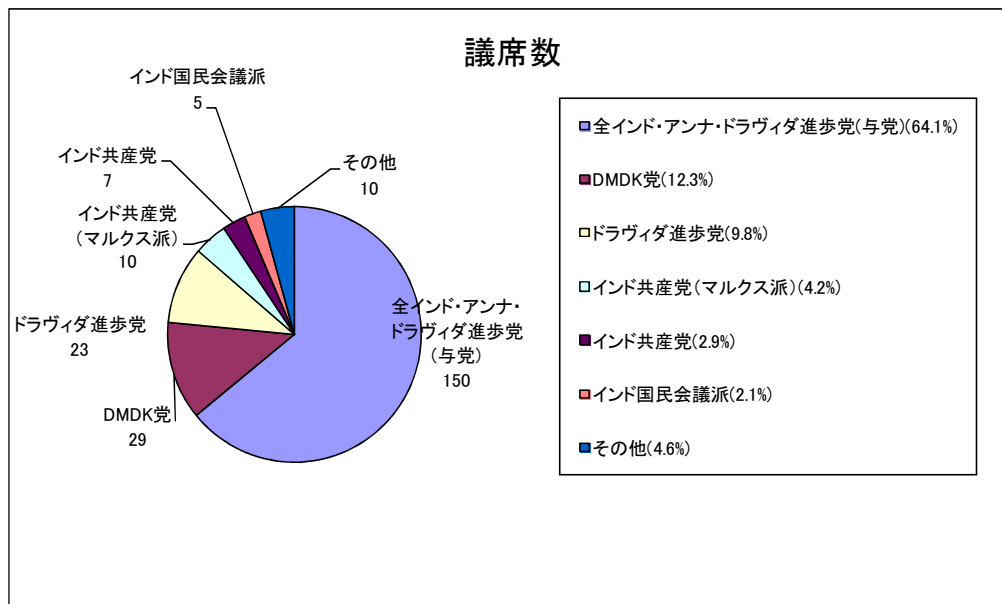
2006 年 5 月に行われた州議会選挙では、ドラヴィダ進歩党がインド国民会議派及び労働者党と選挙協力をを行い、同党の 96 議席を含めて全 234 議席中 163 議席を獲得し、州政府与党となった。一方で全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩党の獲得議席は 61 議席に留まり、同党出身の州首席大臣ジャヤラリタが辞職し、代わって通算 5 期目になるカルナニディが州首席大臣に就任した。

2011 年 5 月に行われた州議会選挙でも、ドラヴィダ進歩党と全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩党がそれぞれの陣営を組み、この 2 大陣営による争いとなった。その結果、全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩党が単独で 150 議席、同陣営で 203 議席を獲得し圧勝。同党代表のジャヤラリタが州首席大臣に返り咲いた。また、この選挙では、過去最高の投票率 77.8% を記録している。

なお、インド国会に州として上院 18 議席、下院 39 議席の割当がある。

知事：スリ・コニジェティ・ロサイア（2011年8月31日～）

首席大臣：ティル・O・パニールセルヴァム（2014年9月29日～）



州政府のスローガンは「知識立州 (Knowledge Based State)」であり、IT 政策の推進を第一目標として掲げており、IT パークの建設や基礎教育への IT 導入など、情報インフラの整備に積極的である。一方で、従来から基礎教育の普及にも力を入れてきており、他州に先駆けて学校給食を導入（1982 年）するなど在学率の向上に力を入れた結果、識字率はインド平均（74%）を大幅に上回る水準（80%）に達している。

また、州が抱える問題点として、隣接するカルナータカ州との間でカヴェーリ川の利水問題をめぐる争いがあり、農村地域の水不足を招いている。

5 その他

(1) 進出している主な日系企業

344 社（2012 年 11 月時点、在インド日本国大使館作成資料より）

チェンナイ 283 社（日産自動車、味の素、パナソニック、島津製作所など）

カンチープラム 37 社（旭硝子、フジテック、NTN など）

コインバートル 8 社（エプソン、デンソーなど）

マドライ 4 社（ブリジストン、荒井製作所、ゼライスなど）

(2) 日本の自治体との交流

2010 年 11 月に広島県が、2014 年 11 月に神奈川県が同州と経済交流に関する覚書を交わしている。

【タミル映画界と政治の関係】

かつてタミル映画の「ムトゥ 踊るマハラジャ」が日本でも公開され話題を呼んだが、タミル映画界は政界と密接な関係にある。1949年にドラヴィダ進歩党(DMK)を立ち上げ、州首相を務めたアナンドゥライは映画脚本家である。また前首相であるカルナニディは脚本家として同党に参加し、多くのドラヴィダ進歩党の啓発映画を作成した。これらの作品に出演していたのが、カリスマ的人気を誇った男優であり、全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩党を結成したラーマチャンドランである。また、現首席大臣（通算4期目）のジャヤラリタは元女優であり、ラーマチャンドランの元愛人とされている。

「ムトゥ」にも主演している大スターのラジニカントも、本人は政治家を望んでいないといわれるが、政界入りを希望する民衆の声は絶えない。

第4節 西ベンガル州

1 地勢



渋滞が慢性化するコルカタ市街

(1) 位置等

西ベンガル州はインド東部に位置し、ヒマラヤ山脈が北部に、ベンガル湾が南部に位置する南北に細長い州である。州の大部分は平野であり、州東部にはガンジス川とブラフマプトラ川が大三角州を形成しベンガル湾に注いでいる。また、北部はネパール、ブータンと国境を接し、東部はバングラデシュと国境を接する州でもある。19の県、909の都市部自治体、3,713の農村部自治体がある。

なお、紅茶の産地として有名なダージリンは同州北部に位置している。

(2) 面積

88,752 平方キロメートル（北海道よりやや大きい面積）。国内第 13 位。

(3) 気候

熱帯性モンスーン気候である。州都コルカタにおける月平均最高気温は4月で 36.3℃まで上がり、月平均最低気温は1月で 13.9℃まで下がる。平均年間降水量は北部地域においては 4,000-5,000mm、西部地域においては 1,100-1,600mm と地域による差が大きい。コルカタにおける平均年間降水量は 1,601mm である。

(4) 歴史

西ベンガル州を中心とするベンガル地域は、イギリス東インド会社の軍隊が、1757年プラッシーの戦いにおいて、フランスと手を組んだベンガル太守軍を破ったことからインドの植民地化が本格的に始まった地である。1858年から1912年までイギリス領インドの首都が置かれ、政治・経済・文化の中心地として栄えた。1947年インド・パキスタンが分離・独立する際、旧ベンガル州が東部パキスタン（現バングラデシュ）と西ベンガル州に分離し、現在の形となっている。

2 州に関する主要データ

(1) 人口：91,347,736人（男性：46,927,389人、女性：44,420,347人）。

国内第4位。

(2) 識字率：77%（男性83%、女性71%）

(3) 主な宗教：ヒンドゥー教72.47%、イスラム教25.25%

(4) 主な言語：ベンガリー語、ヒンディー語、ウルドゥー語

(5) 主要都市：コルカタ（州都、旧名カルカッタ³⁰）、ハーウラー、ドゥーガプール、アサンソル、シリグリ

3 経済・産業

1960年代は最も豊かな州の1つであったが、その後の発展は著しくなく、2010/2011年度の一人当たり州NDPは、全国平均を下回る32,228ルピー（約46,731円）で国内第22位である。また、道路、電気、水道などの生活インフラの整備の遅れが目立つ。世帯電化率も全国平均を下回る54.5%で国内第27位である。

主要産業は、鉄鋼、製糖、製薬、革製品、ジュート加工、機械、製紙、製茶であるが、肥沃な大三角州に位置することから農業も盛んであり、米生産量は、2007年で1,472万トン、インド全体の15.2%（国内第1位）を占める。

4 政治・行政の動向

議会制民主主義を採っており、立法機関は一院制である。議員は、州民による直接選挙により選出され、任期は5年である。議席は294議席であり、うち59議席は指定カースト、17議席は指定部族に留保されている。また、州知事はアングロ・インディアン社会の代表者から1名を議員に任命できる。

州政治は、インド共産党（マルクス派）を中心とした左翼戦線³¹（Left Front）が、1977年の選挙で勝利して以来、2011年の選挙まで34年間にわたり政権を維持してきた。選挙で選ばれた左翼政党がこれほど長期にわたり一貫して政治を担ったことは世界的に見ても珍しい。左翼戦線がパンチャーヤト制度を活用し、土地改革や農民運動などによる農村改革を積極的に進め、農村地域から支持されてきたことがその背景にあった。

しかし、2011年5月に行われた州議会選挙では、インド共産党（マルクス派）が136議席減の40議席となる一方、全インド草の根会議派（All India Trinamool Congress）が154議席増の184議席を獲得し、政権が交代した。この劇的な政権交代は、州の工業化を急いだ左翼戦線が工場建設のための農地買収や経済特区政策において、住民の意向を無視し政策実現に強引な手法をとったことや貧困層に対する暴力が露呈され、反現職の気運が高まったためとされる。

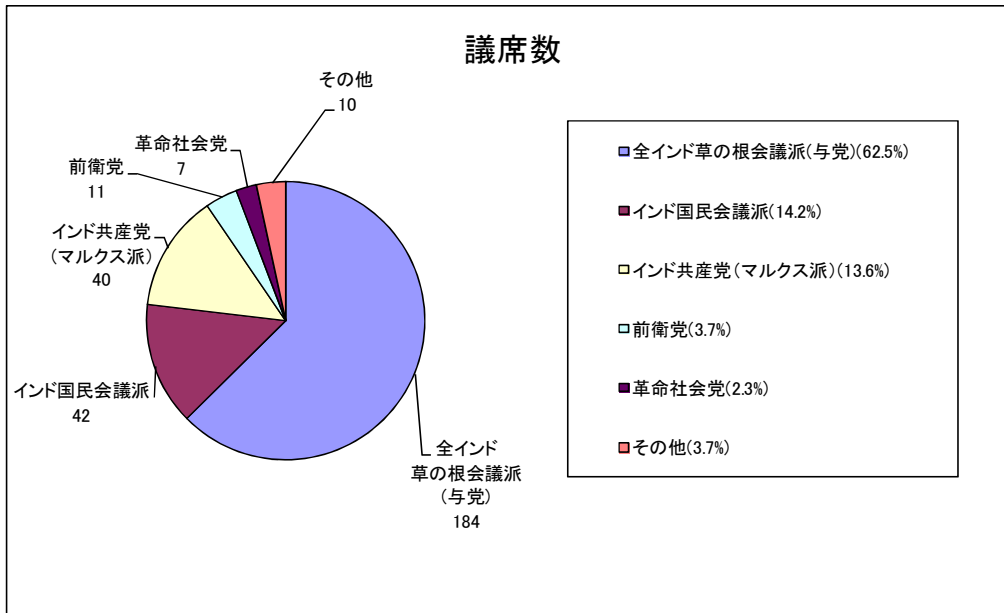
なお、西ベンガル州は、インド国会に対して上院16議席、下院42議席の割当がある。

³⁰ 2001年英語呼称のカルカッタからベンガリー語呼称のコルカタに名称変更されている。

³¹ 左翼戦線を構成する政党には、インド共産党（マルクス派）のほか、前衛党、革命社会党、インド共産党等がある。

知事：ケシャリ・ナース・トリパティー（2014年7月24日～）

首席大臣：ママタ・バナジー（2011年5月20日～）



課題となっているのが、都市部への人口集中およびインフラの未整備である。西ベンガル州の人口密度はインドの州の中で2番目に高く（1,029人/km²）、更に州都コルカタを中心とした都市部やスラムに人口が集中している。

また、自動車及び二輪車の登録台数が急激に増加する一方で、公共交通インフラの整備は進んでおらず、交通渋滞はもとより、それによる経済損失及び大気汚染・騒音等の自動車公害による健康被害が深刻化している。

なお、日本は、コルカタの交通渋滞緩和及び自動車公害軽減のため、コルカタ東西地下鉄建設計画（第1期及び第2期）に対し円借款により資金援助を行っている。

5 その他

（1）進出している主な日系企業

75社（2012年11月時点、在インド日本国大使館作成資料より）

コルカタ 70社（DIC、クボタ、日立アプライアンス、大成建設、日新など）

カラグブル 2社（日立建機など）

ハルディア 2社（三菱化学など）

（2）日本との関係

日本に本格的なインド式カレーを紹介したことで知られるインド独立運動家ラース・ビハーリー・ボース、第二次世界大戦後の極東国際軍事裁判における戦勝国側の一方的な判決に批判的であったパール判事の出身地である。また、第二次世界大戦時日本軍と共にインパール作戦に参加したインド独立運動家スバス・チャンドラ・ボース（オディシヤ州出身）が活動の拠点にしていたのもこの地である。インド東部に位置しているため日本への心理的距離が近く、親日家が多いとも言われている。

第5節 その他の主な州

1 ゴア州

(1) 概要

ムンバイの南方約 400km のインド西岸に位置する、インドで最も面積の小さい州。1510 年にポルトガルに占領されて植民地となり、フランシスコ・ザビエルも日本を訪れる前は当地で布教活動を行っていた。キリスト教徒は現在でも人口の 3 割近くを占める。1961 年にインドに併合され、1987 年に連邦直轄領から州に昇格した。1951 年に始まる日本による鉄鉱石の開発輸入で栄え、現在もインド全体の鉄鉱石輸出量の約半分を占める。最近では、87% という高い識字率を活かした IT 産業の振興が進む。

(2) 主要データ

州都	パナジ	識字率	87%
人口	1,457,723 人	一人当たり州 NDP	102,844 ルピー
面積	3,702 平方キロ	主要農産物	米、ココナッツ、カシューナッツ
主要言語	コンカニ語、マラーティー語	主要産業	観光、鉱物産業、鉄鋼業、電気
州与党	インド人民党	その他	ザビエルの遺体を納めた教会等はユネスコの世界遺産
州首席大臣	ラックスミカン・パーセカール		

2 グジャラート州

(1) 概要

インドで最も西にある州で、パキスタンと国境を接している。インド有数の工業州であり、都市化も進んでいる。DMIC（デリー・ムンバイ間産業大動脈構想）計画で計画地域の 38% がグジャラート州にあり、自動車産業界をはじめとする企業の進出が増えている。マハトマ・ガンディーを輩出した州であること、印パ戦争の戦場となったことなどから、反パキスタン感情が顕著で、ヒन्दゥー原理主義の勢力が強い。州政府においては、国政や他州では野党に甘んじているインド人民党が国民会議派を抑えて第一党となり、政権を担っている。

(2) 主要データ

州都	ガンディナガル	識字率	79%
人口	60,383,628 人	一人当たり州 NDP	52,708 ルピー
面積	196,024 平方キロ	主要農産物	落花生、綿花、タバコ、米
主要言語	グジャラーティー語	主要産業	石油、石油化学、ダイヤモンド
州与党	インド人民党	その他	ダイヤモンド加工が盛んでインド全体の 8 割を担う
州首席大臣	アナンディベン・パテル		

3 カルナータカ州

(1) 概要

インド南西部に位置し、州都のバンガロールは IT 産業の中心地である。英国統治時代から軍の駐屯地が置かれ、独立後は軍事産業とつながりの深い国営企業が相次いで同市に設立されたことが工業化のきっかけとなった。1980 年代後半以降、政府の IT 産業振興策を受けて、バンガロールはソフトウェア産業の一大中心地に成長したが、一方で農村部との経済格差も拡大している。政治的には、第一党であったインド人民党内部で起きた汚職疑惑等の内紛により、2013 年の選挙においてインド国民会議派が圧勝し、9 年振りに単独政権を奪回した。

(2) 主要データ

州都	バンガロール	識字率	76%
人口	61,130,704 人	一人当たり州 NDP	39,301 ルピー
面積	191,791 平方キロ	主要農産物	米、サトウキビ、コーヒー、紅茶
主要言語	カンナダ語	主要産業	電機、IT、工作機械、航空機製造
州与党	国民会議派	その他	IT、バイオテクノロジーではインド最先端州である
州首席大臣	K. シッダラマイア		

4 ケーララ州

(1) 概要

インド亜大陸の南端に位置し、経済的に突出した発展を見せているわけではないが、全州で最も高い識字率（約 94%）を誇る。その他にも、乳児死亡率が先進国並みに低く、平均寿命も男女ともに長いなど、福祉州としての際立った特長がある。

大航海時代の 1498 年にポルトガル人が訪れた後、象牙やチーク材、香辛料を求めるヨーロッパ人との交易が開始され、今日の多文化共生に至っている。沿岸のマラバル海岸はコショウの原産地である。近年では、食品加工、林業、バイオテクノロジー及びナノテクノロジーなどの新しい分野への産業が広がりつつある。また観光業にも力を入れており、しばしば観光最優秀州に選ばれている。

(2) 主要データ

州都	ティルバナタプラム	識字率	94%
人口	33,387,677 人	一人当たり州 NDP	49,873 ルピー
面積	38,863 平方キロ	主要農産物	カシューナッツ、唐辛子、米
主要言語	マラヤラム語	主要産業	コイヤ、手織業、機械織業、IT
州与党	国民会議派	その他	男性 1000 人に対して女性 1084 人と、女性が多い州
州首席大臣	オッメン・チャンディ		

5 ラージヤスターン州

(1) 概要

インド北西部に位置し、パキスタンと長い国境線で接する。アラバリ山脈により砂漠地帯と森林地帯の二つの地域に分断される。インド独立後、かつて同地を治めていた藩王（マハラジャ）一族が政権の要職に就き、その多くが属するラージプート・カーストが支配的な地位を占めた。州都ジャイプールはデリー、アグラとともにインド観光の黄金の三角地帯を形成し、世界的な宝石の集積地として、国内外から年間 300 万人もの観光客を集める。

政治的には、インド国民会議派及びインド人民党が二大政党となっており、現在の政府は、国民会議派によって形成されている。

(2) 主要データ

州都	ジャイプール	識字率	67%
人口	68,621,012 人	一人当たり州 NDP	26,436 ルピー
面積	342,239 平方キロ（インド最大）	主要農産物	穀類、小麦、綿花、菜種
主要言語	ヒンディー語、ラージャスターン語	主要産業	セメント、化学、鉄鋼、機械
州与党	インド人民党	その他	98年に核実験が実施された広大なタール砂漠が広がる
州首席大臣	ヴァスンダラ・ラージェ		

6 ウッター・プラデーシュ州

(1) 概要

インド北部に位置する、人口約 2 億人（日本の 1.6 倍）を抱えるインド最大の州。面積も広大であり、古くからインドの政治文化の中心部として多くの民族が往来してきた地域である。カーストや宗教間の激しい対立を抱え、インド社会の縮図とも言われる。主要産業は州 GDP の約 4 割を占める農業で、インドの穀倉地帯を形成している。識字率は約 70% と低い。

2012 年の州議会選挙では、サマジワディ党（社会党）が過半数を獲得して圧勝し、不可触民とされる最下層カーストを支持基盤とする大衆社会党から政権を奪取した。

(2) 主要データ

州都	ラクノウ	識字率	70%
人口	199,581,477 人（インド最大）	一人当たり州 NDP	17,349 ルピー
面積	240,928 平方キロ	主要農産物	小麦、米、さとうきび
主要言語	ヒンディー語、ウルドゥー語	主要産業	IT、農産加工、観光、鉱物
州与党	サマジワディ党	その他	デリー近郊にノイダ経済特区が開発されている
州首席大臣	アキレシュ・ヤダブ		

【広大かつ多様なインド】

インドは国土が広大で、膨大な人口を抱えているばかりでなく、民族構成や言語、宗教などその多様さ、複雑さがしばしば強調される。民族や言語、宗教がばらばらなので、EUに例える方もいるほどである。

面積は 328 万 7,000 平方キロで、日本の約 9 倍に当たる。これは、旧ソ連を除くヨーロッパ全域の面積に相当する広さである。最新の 2011 年国勢調査によれば、総人口は 12 億 1,019 万人となっている。10 年間の人口増加率は約 19%である。

民族を人種的に大別すると、原始部族（ドラヴィダ族以前の先住民）、インド・アーリア族、スキト・ドラヴィダ族、アーリョ・ドラヴィダ族、モンゴロ・ドラヴィダ族、モンゴロイド族、ドラヴィダ族の 7 種類に分類される。

宗教については、憲法で政教分離が謳われている。宗教別人口分類では、ヒन्दゥー教 80.5%、イスラム教徒 13.4%、キリスト教徒 2.3%、シーク教徒 1.9%、仏教徒 0.8%、ジャイナ教徒 0.4%となっている。

言語は更に複雑で、800 余りの言語・方言があると言われ、憲法で公認されている主要言語だけでも 18 言語ある。そのうちヒンディー語が連邦公用語として認められているが、その使用人口は総人口の約 4 割に留まる。そのため、英語に準公用語としての地位が与えられており、知識階級及び各地域間のコミュニケーション用語として重要な役割を果たしている。

第5章 日本とインドの交流関係

本章では、日本とインドの交流の姿について概観するとともに、日系企業によるインド進出の状況やインドとの交流に関係する機関・団体の一覧など、日印地方自治体の交流に役立つと思われる情報をまとめる。

第1節 歴史的な経緯

1 近代以前

日印両国間には、千年以上にも亘る長い交流の歴史がある。6世紀に中国を經由して仏教が我が国にもたらされたのを始めとして、奈良時代の736年には、バラモン僧正の菩提僊那（ぼだいせんな）がインド人として初めて日本を訪れ、後に東大寺大仏開眼供養の導師を司ることとなった。彼は日本で仏典を伝授するとともに、サンスクリット語を伝え、舞楽・伎楽などの文化を紹介した。楽器の琵琶（ヴィーナ）が伝えられたほか、帝釈天（インドラ神）や弁財天（サラスヴァティ）など、日本に定着したヒンドゥー神も少なくない。京都の祇園祭りもインドの祇園精舎の守護神である牛頭天王（ゴースールシャ）を祭る祭祀である。また、サンスクリット語はかな文字の形成に大きな影響を与えたといわれる。

一方、日本からインドへの公式な訪問は、1583年に天正少年使節団一行が欧州に向かう途中で南部のゴアに立ち寄ったのが最初とされている。ゴアは当時ポルトガル領であり、1549年に日本を訪れてキリスト教を伝えたフランシスコ・ザビエルも活動拠点としていた。

2 明治時代～第二次世界大戦後

明治時代に入ると、日印の交流は更に幅が広がり、1903年には大隈重信らにより日印協会が創設されている。岡倉天心や横山大観らは、アジア人として初めてノーベル文学賞を受賞したラビンドラナート・タゴールとの交流を深めて影響を受けている。

また、インドでイギリスからの独立運動が盛んになると、日露戦争に勝利した日本の支持を求めて、ラース・ビハリー・ボースが亡命し、日本国内でインド独立運動を展開した。第二次世界大戦中には、スバス・チャンドラ・ボースがインド国民軍を率いて、日本陸軍とともにインパール作戦に参加するなどした。

終戦後、1946年の極東国際軍事裁判（東京裁判）にインド政府が派遣したラダ・ビノード・パール判事は、国際法の厳格な解釈に基づき、A級戦犯全員の無罪を主張した。日本側の戦争犯罪だけでなく、アメリカの原爆投下など連合国の国際法違反の行為も鋭く指摘した点で他の裁判官とは異なるものであった。パール判決書はインド政府の見解をそのまま示すものではないが、インド国民の日本への同情を示すものと受け取られ、日本各地に彼の記念碑が建立されている。

1952年に日印間の国交が樹立されると、日本が戦後復興のために必要としていた鉄鉱石をインドが供給したこともあって、50年代の日印関係は非常に緊密なものとなった。しかし、その後冷戦が激化する中で、ソ連を中心とする東側ブロックに近い立場をとったインドと、西側の一員となった日本の関係は次第に疎遠になった。

3 近年

冷戦終了後、インドは西側諸国との関係改善に乗り出すとともに、1991年の外貨危機を契機に経済面でも自由化路線を推し進めた。東アジア及びASEAN諸国との関係緊密化を目的とした「ルック・イースト外交」を標榜したことも日印関係の改善に寄与したが、1998年にインドが核実験を行ったことを受けて、日本が経済措置（新規ODAの停止等）を実施するなどしたため、再び関係が疎遠となった。

しかし、2000年8月には森総理大臣（当時）が訪印し、ヴァジパイ首相（当時）との間で「日インド・グローバル・パートナーシップ」構築に合意し関係強化の機運が高まった。その後、2005年4月の小泉総理大臣（当時）の訪印を契機として、毎年両国首脳が交互に相手国を訪問し首脳会談を行う他、多数の両国閣僚が相手国を訪問し関係強化を図っている。2011年12月の野田総理大臣（当時）の訪印の際には、「国交樹立60周年を迎える日インドの戦略的グローバル・パートナーシップ強化に向けたビジョン」と題する共同声明に署名し、両国の信頼・協力関係を更に強固なものにした。

経済協力においては、近年、インドにとって日本は最大の二国間援助国であり、また日本にとってインドは円借款の最大の受取国となっている。貨物専用鉄道を建設し物流インフラを整備する「デリー・ムンバイ間産業大動脈構想（DMIC）計画」では、その実現に向け日本は資金面での協力を表明するとともに、日系企業の参加を促進することとしている。さらに、2011年8月には「日インド包括的経済連携協定」が発効し、発効後10年間で両国の往復貿易額の約94%の関税が撤廃されることとなったほか、自然人の移動やビジネス環境整備等を含む経済交流が一層推進されることとなった。

【インド人の日本観】

インド人は日本に対して非常に好意的であるといわれる。日本外務省が2009年にインドで行った対日世論調査によると、「日本はインドにとって友邦か」との質問について、92%のインド人が肯定的な回答をしている。

その理由としては、1904年の日露戦争で日本が帝政ロシアに勝利した史実がまず指摘される。アジアの小国日本が欧州の大国ロシアに打ち勝ったことは、同時期にイギリスからの独立運動を行っていたインドに強烈な印象を残したと言われている。その他にも、第二次世界大戦で最後まで大国アメリカと堂々と戦い、敗北はしたものの植民地化されなかったこと、戦後は驚異的な経済発展を遂げたこと、更には国民的英雄として尊敬されるチャンドラ・ボースとともにインパール作戦を戦ったことなど、日本を好意的に捉えるエピソードは多々あるようで、これらが肯定的なイメージに結びついているらしい。

第2節 地域間交流の状況

日印間における姉妹都市・友好都市交流は、1965年に横浜市・ムンバイ（旧ボンベイ）市との間で締結されたものが最初であるが、その後約40年間の長きにわたり、新たな姉妹都市・友好都市は生まれなかった。長い間インド政府が外国の地方都市との州レベルでの姉妹・友好提携等の締結を認めていなかったことがその大きな要因のひとつである。そのような状況下でも、州より下位のレベルでは、岡山県がマハーラーシュトラ州内の複数の都市部自治体と友好交流協定を締結するなど交流は少なからず進んでいた。

21世紀に入り急激な経済成長を始めたインドへの注目が高まる中、2006年後半に州レベルでの交流が可能となり、2006年12月に安倍総理大臣とマンモハン・シン首相の間で交わされた「日印戦略的グローバル・パートナーシップに向けた共同声明」において、友好提携を歓迎する旨が盛り込まれた。これを受け、福岡県がデリー準州と友好提携を結ぶに至った。現在もインドへの注目は更に高まっており、多様なレベルで日印の地域間交流が進められている。

1 姉妹都市・友好都市等の交流

(1) 横浜市（神奈川県）－ムンバイ市（旧ボンベイ市、マハーラーシュトラ州）

横浜市は、戦前から多くのインド商社があり、インド貿易協会関係者からの姉妹都市提携の申し入れを受け、またボンベイ市長からも姉妹都市締結を要請する親書を受けたことから、1965年6月26日、ボンベイ市と姉妹都市提携を締結した。これが日印間最初の姉妹都市提携である。1966年には横浜ボンベイ友好委員会が設立され、以後継続的な交流が行われている。2012年現在、横浜市を会長とするシティネット³²（アジア太平洋都市間協力ネットワーク）において、ムンバイ市は第一副会長を務めている。2010年には姉妹提携45周年を迎え、ムンバイ市より市長夫妻及び行政長官夫妻が横浜を訪問するなど友好を深めている。

(2) 岡山県－プネ市、ピンプリ・チンチウッド市、YASHADA（マハーラーシュトラ州）

岡山県は、2003年10月プネ市の訪問団（プネ市行政監督官、行政・経済関係者等18名）の来県を契機とし、文化・教育等様々な分野で交流を行っていたが、より一層の交流を促進するため友好訪問団（知事、県議会議員、経済関係者約80名）が渡印し、2006年1月19日にプネ市、20日には隣接するピンプリ・チンチウッド市、21日には州立研修機関YASHADA³³とそれぞれ友好交流協定を締結した。プネ市は自動車産業や日本語教育が盛んな文教都市として知られ、ピンプリ・チンチウッド市はプネ市と経済圏を同じくする工業都市として知られる。

プネ市には、日本三名園の一つである後樂園をモデルとした「プーネ岡山友好公園」が造

³² シティネットは、アジア太平洋地域の都市・団体を結んで、相互協力により都市問題の解決を目指す国際機関である。1987年横浜市等の主導のもと設立され、2010年10月現在、23の国・地域から120の会員（都市・団体等）が参加する。地球温暖化対策、インフラ、国連ミレニアム目標（MDGs）、防災の4つを最重要分野と定め、各都市、NGOが協力し合い問題を解決・改善している。

³³ YASHADAは、マハーラーシュトラ州政府の上級職員を対象とした州立研修機関である。

園され、市民の憩いの場となるとともに、日本庭園の維持管理に関する技術協力も岡山県との間で継続的に行われている。友好交流協定締結5周年を記念し、2010年9月にはピンプリ・チンチウッド市の友好訪問団が岡山を訪問した他、2011年2月には岡山県の友好訪問団がプネ市やピンプリ・チンチウッド市等をはじめ、マハーラーシュトラ州を訪問し、記念事業や交流協議などを行っている。

プーネ岡山友好公園

※公園の看板には「プーネ」と表記されている

プネ市と岡山県が協力して作り上げた日本庭園で2006年2月19日に完成。公園外の景観との連続性を重視しこの場所が選ばれた。約200名がか月間基礎工事に従事し、計画段階から1年半で基礎は完成。気候の違いから同じ樹木や草花が育たず、よく似たものを探して植樹された。

岡山の下電造園土木株が設計段階から関わり、現在でも年に2回は公園管理や桑園の技術者をプネに派遣している。また、マハーラーシュトラ州政府も来客を案内してよく訪れており、これまでに400万人が来園している。

朝6時～8時頃には瞑想やヨガを楽しむ市民も多く、市民に愛され憩いの場となっているほか、ボリウッド映画の撮影にもよく使われている。市民はインド唯一の日本庭園式公園としてこの公園に誇りを持っており、岡山の後楽園に少しでも近づけるよう努力を続けている。



【プーネ岡山友好公園】



【公園でスケッチや散歩を楽しむ人々】

(3) 三次市（広島県）－ハイデラバード市（アーンドラ・プラデーシュ州）

三次市は、2006年2月に三次市長を団長とする訪問団（17名）がIT産業先進地であるインド視察を実施。ハイデラバード市長表敬訪問の際に、両市長は、まちづくりについて意見交換する中で、互いが足りないものを補完し合える関係であることを確認した。帰国後、ハイデラバード市から友好都市として交流していきたいとの提案があり、2006年7月27日に友好都市提携宣言を行った。友好都市提携宣言では、産業、経済、教育及び文化等の交流を推進し、双方の繁栄と発展のために協力関係を構築すると謳っている。

2012年7月には、ハイデラバード市の子ども訪問団（13名）が三次市を訪問し、交流を深めている。

(4) 福岡県ーデリー準州

福岡県は、中国・韓国に加え幅広いアジア諸地域との交流を一層促進するため、2006年2月知事がデリー準州を訪問し、友好提携の協議を行った。その後2006年後半に州レベルでの交流が可能となり、同年12月に行なわれた日印首脳会談で友好提携を歓迎する旨が表明されたことを受けて、2007年3月5日に福岡県とデリー準州は友好提携の覚書を交わし、州レベルにおける初めての提携が実現した。覚書では、経済、環境、文化、青少年育成など幅広い分野での交流が謳われており、2007年9月に九州国立博物館においてインド舞踊の公演や工芸品の展示などを実施した「インド・フェア」開催を皮切りに、その後も、「福岡フェア」や「福岡留学フェア」などがデリー準州において開催されるなど、多様な分野で継続的な交流事業が進められている。

2012年11月には、友好提携5周年を迎え、知事一行がデリー準州を訪問し、覚書において、今後更に経済、環境、文化及び青少年などの幅広い分野において相互の交流や協力を深めていくこととなった。

2 多様な形態による国際交流

幅広い分野での交流を目指す姉妹・友好都市提携とは言えないまでも、上記以外にも様々な自治体がインドとの交流を求めて訪問団派遣等を行なっている。

福島県は2007年1月にデリー準州、バンガロール市を訪問し、議会制度、IT産業、農業振興政策、教育政策について調査を行っている。杉並区には第二次世界大戦中日本軍とともに戦ったスバス・チャンドラ・ボースの遺骨が納められているとされる蓮光寺があるが、2006年4月、日本・インド地方議員友好親善訪問団（杉並区長を始め全国の地方団体首長、議員、民間約200名）を派遣している。また、2010年11月には、広島県と自動車産業等が集積するタミル・ナドゥ州との間で、経済交流や人材交流を促進するための経済交流協定が締結されている。

近年では、経済交流や人物交流など特定の分野で協定を結ぶ例が多く、2013年10月には和歌山県がマハーラーシュトラ州と観光分野や食品加工分野での経済交流促進と拡大に関する覚書を結び、2014年8月には京都市がバラナシ市（ウッタル・プラデーシュ州）と文化・学術交流を主とするパートナーシップ提携意向書に調印している。翌9月には三重県がカルナカタ州と貿易投資分野における覚書に、11月には神奈川県がタミル・ナド州と経済交流に係る覚書を結んでいる。

これら以外の自治体においても、インドに対して興味を示すところは増えており、それに伴って経済ミッション団や調査団の派遣、スタディツアー³⁴を実施する団体も増加している。

3 国民交流

2005年4月の小泉総理大臣訪印の際、日印両政府は人と人の交流、特に学生やJETプロ

³⁴ 彦根市国際協会は2001年ハイデラバード市国際協会と友好提携を結んでおり、2005年彦根市内の大学生を対象にスタディツアーを行ない、現地の日本語学科学生との交流等を行っている。

グラム³⁵を含む若い世代の交流を奨励するとともに、文化・学術交流を継続的に推進し、日印文化混合委員会を通じて定期的に確認、強化すると発表した。

その後、2007年には日印交流年として各種事業が実施され、2010年12月には、インド政府より日本人観光客に対し空港到着時の査証発給プログラム（visa on arrival）が試験的に導入された。2012年1月にはJETプログラム参加者の同窓会組織である「JETAA（JET Alumni Association）」も設立され、草の根の国際交流が根付き始めている。

また、日本語教育については、従来デリーにある二つの国立大学で日本語講座が開設されていたが、2000年以降には地方の大学でも日本語講座を開設する動きが活性化してきた。初中等教育機関においても一部の学校で日本語が導入されていたが、2006年に高校卒業試験実施機関の一つであるCBSE³⁶が選択科目に日本語を導入するなど、日本語教育を行う私立学校が増えている。

2012年は日インド国交樹立60周年にあたり、日印両国において様々な文化交流事業が開催され、関係を一層強固なものにしている。

そして2014年5月の総選挙で誕生した新政権の下で、モディ首相が主要国の中で初の訪問先に日本を選び、安倍総理大臣が京都で出迎え歓迎した様子はインド国内で広く報道された。

訪日観光誘致の取組みも進んでおり、2014年1月、両政府間で日印観光協力覚書を締結し、7月には短期訪日インド人観光客への数次査証が導入されている。

【インドにおける自治体の拠点】

現在大阪府、和歌山県そして横浜市の3自治体がインド国内に拠点を設置している。

その形態は様々で、大阪府（デリー）は業務委託、和歌山県（オーランガバード）は独自事務所、そして横浜市（ムンバイ）は市職員が出張ベースで活動している。

横浜市は、2014年8月までは大阪府と同様業務委託形式であったが、インド企業の横浜誘致、市内企業のインドビジネス支援をより効果的に進めていくためには、インド社会で人脈を築き横浜市のプレゼンスを高めることが必要と判断し、インド国内及び東南アジア地域を臨める地理的条件から、また姉妹都市でもあるムンバイに独自事務所の設置を決め、企業支援活動と並行して事務所開設準備を進めている。

第3節 日印交流関係機関・団体一覧

本節ではインドとの交流に関係する主な機関等の情報をまとめた。

なお、CLAIR シンガポール事務所では、インドの地方自治体との交流に関する各種サポートを行っている。インドへの出張時にシンガポールでトランジットする場合など、短い時間

³⁵ JET プログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業（The Japan Exchange and Teaching Programme）」の略称で、地方公共団体が主体となり、総務省、外務省、文部科学省、（一財）自治体国際化協会の協力のもと実施されている。外国人青年が地方公共団体等に配置され、小中学校や高校における日本人教師の外国語授業の補助に従事する外国語指導助手（ALT; Assistant Language Teacher）、地方公共団体の国際交流担当部局に所属し、国際交流活動に従事する国際交流員（CIR; Coordinator for International Relations）、スポーツを通じた国際交流活動に従事するスポーツ国際交流員（SEA; Sports Exchange Advisor）の3職種がある。

³⁶ 「Central Board of Secondary Education（後期中等教育中央審議会）」。約9,000校が傘下にある。

を利用した情報ブリーフィングなども可能であるため、ぜひ下記までご連絡いただきたい。

一般財団法人自治体国際化協会 (CLAIR) シンガポール事務所

住所：6 Battery Road, #26-01/02 Singapore 049909

電話：+65-6224-7927

ホームページ <http://www.clair.org.sg/j/>

1 在日関係機関

(1) 日本政府関係機関

●日本国外務省 アジア大洋州局南部アジア部南西アジア課

住所：〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：03-3580-3311

ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/index.html>

●公益財団法人日印協会

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-14 スズコービル 2階

電話：03-5640-7604

ホームページ <http://www.japan-india.com/>

(2) インド政府関係機関

●駐日インド大使館

住所：〒102-0083 東京都千代田区九段南2-2-11

電話：03-3262-2391

ホームページ <http://www.embassyofindiajapan.org/>

(領事管轄区域:北海道、東北、関東、北陸、東海(三重県を除く)、沖縄)

●在大阪インド総領事館

住所：〒541-0056 大阪府中央区久太郎町1丁目9-26 船場I.S.ビル10階

電話：06-6261-7299

(領事管轄区域:近畿、中国、四国、九州、東海(三重県))

●インド政府観光局

住所：〒104-0061 東京都中央区銀座1-8-17 伊勢伊ビル7、8階

電話：03-3561-0651/0652

ホームページ <http://www.indiatourism.jp/>

●インド商業会議所

住所：〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町24-2 メゾンデュオーラ#306

電話：045-662-1905

ホームページ <http://www.iccj.jp>

●インド海産物輸出振興局

住所：〒104-0061 東京都中央区銀座6丁目16-12

電話：03-3545-3247

2 在インド関係機関

(1) 日本政府関係機関

●在インド日本国大使館

住所：50-G, Chanakyapuri, New Delhi 110 021

電話：+91-11-2687-6564

ホームページ <http://www.in.emb-japan.go.jp/index-j.html>

●在ムンバイ日本国総領事館

住所：No.1, M. L. Dahanukar Marg, Cumballa Hill, Mumbai 400 026

電話：+91-22-2351-7101

ホームページ <http://www.mumbai.in.emb-japan.go.jp/jp/>

●在チェンナイ日本総領事館

住所：No.12/1, Cenetoph Road Ist Street, Teynampet, Chennai 600 018

電話：+91-44-2432-3860

ホームページ <http://www.chennai.in.emb-japan.go.jp/j/>

●在コルカタ日本国総領事館

住所：55, M.N. Sen Lane, Tollygunge, Kolkata 700 040

電話：+91-33-2421-1970

ホームページ <http://www.kolkata.in.emb-japan.go.jp/j/>

●在バンガロール出張駐在官事務所

住所：1st Floor, prestige Nebula, No, 8-14, Cubbon Road, Bangalore 560 001

電話：+91-80-4166-0111

ホームページ http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/bangalore_j.html

(2) 商工貿易関係機関

●日本貿易振興機構(JETRO) ニューデリー事務所

住所：4th Floor, Eros Corporate Tower, Nehru Place, New Delhi 110 019

電話：+91-11-4168-3006

ホームページ http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_newdelhi/

- 日本貿易振興機構(JETRO) ムンバイ事務所
住所：Naman corporate Link, 2nd Floor, Plot no C-31 & C-32, G Block, Bandra, Kurla
Complex, Bandra East, Mumbai 400 051
電話：+91-22-2202-8342
ホームページ http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_mumbai/

- 日本貿易振興機構(JETRO) バンガロール事務所
住所：1st Floor, Uniworth Plaza, 20, Sankey Road, Bangalore 560 020
電話：+91-80-4113-8168
ホームページ http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_bangalore/

- 日本貿易振興機構(JETRO) チェンナイ事務所
住所：Seshachalam Centre 8F, 636/1 Anna Salai, Nandanam, CHENNAI 600 035
電話：+91-44-3927-0100
ホームページ http://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/in_chennai/

- インド日本商工会
住所：Flat No.106, Nilgiri Apartments, 9, Barakhamba Road, New Delhi 110 001
電話：+91-11-4358-6321
ホームページ <http://jccii.in/>

- ムンバイ日本人会商工部会
住所：c/o Mitsubishi Corporation India Pvt. Ltd.
75-77, Maker Chambers VI, 7th Floor, Nariman Point, Mumbai 400 021
ホームページ <http://mumbai-japan.in/>

- コルカタ日本商工会
住所：c/o Consulate General of Japan
55, M.N. Sen Lane, Tollygunge Kolkata 700 040
電話：+91-33-2421-1970

- チェンナイ日本商工会
ホームページ <http://www.jccic.com/>

- バンガロール日本商工会
ホームページ <http://www.jccib.com/>

(3) 国際協力関係機関

●国際協力機構(JICA)インド事務所

住所：2nd Floor, Dr. Gopal Das Bhawan, 28 Barakhamba Road, New Delhi 110 001

電話：+91-11-4768-5500

ホームページ <http://www.jica.go.jp/india/>

●国際協力銀行 ニューデリー駐在員事務所

住所：1st floor, The Metropolitan Hotel New Delhi, Bangla Sahib Road, New Delhi,
110 001

電話:+91-11-4352-2900

ホームページ <http://www.jbic.go.jp/ja/about/office/new-delhi/>

●国際交流基金 ニューデリー日本文化センター

住所：5-A, Ring Road, Lajpat Nagar-IV, New Delhi, 110 024

電話:+91-11-2644-2967

ホームページ <http://www.jfindia.org.in/>

(4) 日印間友好機関

●インド文部省留学生協会

住所：Mosai scholars Association of India, 1209-1211, 12th Floor, New Delhi House,
27, Barakhamba Road, New Delhi 110 001

電話：+91-11-2331-3524

ホームページ <http://www.mosai.org.in/>

●インド国 JICA 帰国研修員同窓会

住所：c/o JICA India Office, Dr Gopal Das Bhawan (2nd floor), 28, Barakhamba Road,
New Delhi 110 001

電話：+91-11-4768-5500

ホームページ <http://www.jicaalumniindia.com>

(5) 在インド日本人会

●デリー日本人会 (<http://www.delhi-nihonjinkai.com/>)

●ムンバイ日本人会 (<http://mumbai-japan.in/>)

●バンガロール日本人会 (<http://www.bangalore-nihonjinkai.com/>)

●チェンナイ日本人会 (<http://chennai.ina-ka.com/>)

●ハイデラバード日本人会 (<http://hyd.nihonjinkai.atukan.com/>)

●コルカタ日本人会

●プネ日本人会

日本は遠くにありて想うもの？ ～インドからの日本留学事情～

インドの人々に日本の印象を尋ねると、最初に返ってくる答えは「とても遠い国」です。飛行距離や時間だけでなく費用の面でもハードルが高いため、現地旅行会社の日本向け商品の担当者であっても、一度も日本を訪れたことがないというほどです。

そんなインドで、若者たちが日本語を学んでいる学校を訪れる機会がありましたので、その様子を紹介します。

1 日本語学習の状況

多言語で知られるインドでは、公用語であるヒンディー語、準公用語である英語の他、州公用語とも呼ばれる各地の言語（ローカル言語）があります。学校の授業は政府が推奨してきた3言語政策によって、ヒンディー語、英語、ローカル言語で行われています。私立校などローカル言語の代わりに外国語教育を導入している場合でも、歴史的、地理的に近いヨーロッパの言語であるフランス語やドイツ語への人気が高いようです。日本語教育は、その多くが語学学校等の学校教育以外で行われているのが現状です。（参考：国際交流基金日本語教育調査研究・情報提供）

2 なぜ日本語を学ぶのか



熱心に授業を受ける学生たち

インドの日本語学習者は、学費を負担してまでなぜ日本語を学ぶのでしょうか。訪れたプネ大学の日本語学科で学習動機として一番に挙げられたのは「日系企業への就職」でした。プネ市にはブリジストン、本田技研工業等の自動車部品製造業をはじめ多くの日系企業が進出しており、日本語学習者がインドで最も多い都市としても知られています。インド経済の発展を

追い風に日系企業のインド進出が進み、専門技術だけでなく日本語能力が求められているということです。プネ市で日本語を学ぶ学生は地元の日系企業で働くことを希望していますが、プネ市内だけでは就職の機会が限られてしまうため、より多くの日系企業が進出している大都市での就職も考えなければならないそうです。中でも女性はインド国内の大都市よりも日本で働くことを希望する学生が多いと聞き驚きました。

3 生活コストが最大の壁？

日本での留学生受け入れ数は、アメリカの約2割（世界全体のシェアは4%）の13万5千人にとどまっています。その中でもインドから日本への留学生は0.4%と極めて少なく、日本への関心の高まりが日本留学に結びつかないことを残念に感じました。（参考：平成24年5月

1 日現在 独立行政法人日本学生支援機構調べ)

インド人の留学先としての一番人気はやはりアメリカの大学です。英語で講義を受けられることは勿論、留学生への奨学金制度が充実していること、就職と昇進に有利であることが人気の理由です。

一方日本の大学に留学する場合は学費と生活費を工面することが難しく、特に生活コストの高さが問題になっているようです。留学生の多くは借金で資金を調達するケースが多く、その額を少なく抑えられることが留学の条件になっているそうです。

4 日本を伝えたい



1 年生を教えているベテラン教師

プネ大学日本語学科には毎年 200 名以上が入りますが、ひらがな、カタカナ、漢字と学習内容が高度になるにつれて人数が減っていくのだそうです。多言語社会のインドでは「言語は手段」という意識が強く、日本語を学ぶこともただ就職のため、という学生が多いのでしょうか。それでも日本語学習を通じて日本や日本文化を知ること、日本への理解が深まり、日本語の勉強を継続する意欲に繋がっていく学生もいます。大学では最近

の取組みとして、ベテラン教師を低学年の担当にするという、これまでの逆の試みを始めたそうです。日本を熟知した教師の日本への関心を引き出す授業によって、学習意欲を高めていこうというものです。更には、学生たちに日本を体験させるため、日本の大学と連携して短期の交流プログラムを企画しています。15 万円程の参加費を学生たちが負担しなければならないという課題はありますが、何より「百聞は一見に如かず」で実際に日本を見ることによって日本語学習への意欲を向上させ、日本留学のもう一つの高い壁である言葉の問題を解決することに繋がっていくのではないのでしょうか。

5 日本を身近に感じる場所

学生だけでなく、インドの人々にとって日本が遠い国であることは確かです。以前参加したインドの旅行博では「富士山」「桜」「温泉」という日本観光のキーワードも通用しない場面がありました。それでもプネ市には、日本人でさえ自分がまるで日本にいるかのような錯覚を覚える空間があります。プネ市と岡山県が協力して造り上げた日本庭園「プネ岡山友好公園」です。



プネ岡山友好公園

読書やウォーキング、語らいの場所としてプネ市民に親しまれているだけでなく、インド唯一の日本庭園式

公園として国内外に広く知られています。

学生たちもこの公園で日本という遠い国に想いをはせているのでしょうか。

日本に関心を寄せてくれている学生たちが、日本への留学や就職の機会を得て、日本での経験を通して日本とインドの交流に関わる人材となる日がくることを期待したいと思います。

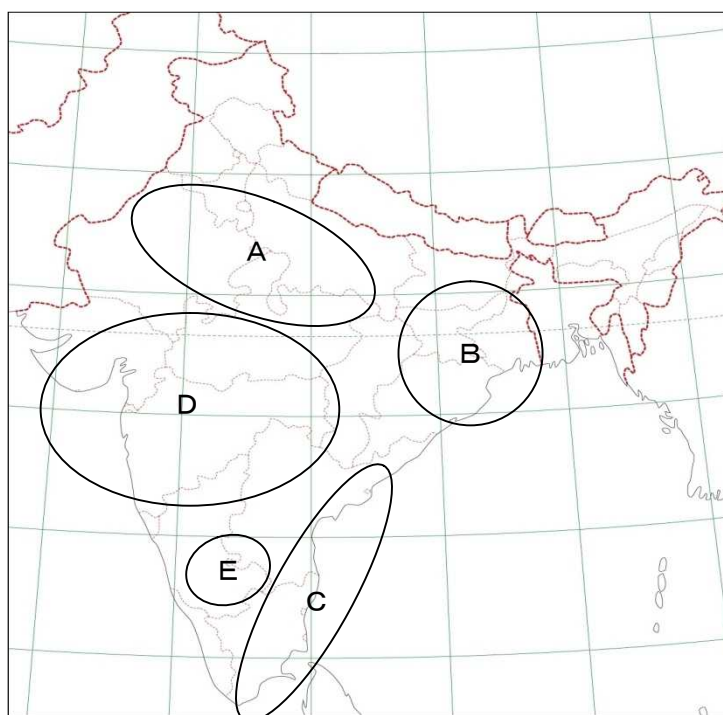
(鈴木所長補佐 東京都江東区派遣：CLAIR メールマガジン配信)

第4節 インドに進出する日系企業

近年のインドの急速な経済発展に伴い、日系企業の進出が急激に増加している。在インド日本国大使館及びJETRO資料³⁷によると、2008年の日系企業進出数は550社（838拠点）であったのに対し、2014年には1,209社（3,961拠点）となり、6年間で進出企業数が約2.2倍、拠点数が約4.7倍に増加している。

以下、主要進出地域における日系企業の拠点数の動向を示すとともに、当該地域の中心となる都市の特徴を述べる。

日系企業の主な進出地域



A デリー首都圏及び周辺／北東部インド（1,251拠点）

デリー準州には、多様な日系企業の本拠地や駐在員事務所が見られる。また、デリー周辺地域には自動車産業のクラスターが形成されており、ハリヤナ州（グルガオン、パワルなど）やウッタル・プラデーシュ州（ノイダなど）に多くの自動車関連工場が建設されている。

州	主な都市	拠点数(2008年)	拠点数(2014年)
デリー準州・ハリタナ州	デリー、パワル、ファリダバード、グルガオン、マネサール	255	671
ウッタル・プラデーシュ州	ガジヤバード、ノイダ	34	247
ラージャスターン州	クシュケラ、ニームラナ	10	137
ウッタラカンド州他	ハリドワール	6	196

B 東部インド（340拠点）

コルカタ（西ベンガル州）には、企業数としては多くないものの、いくつかの商社やメー

³⁷ 「インド進出日系企業リスト」（2015年1月現在 在インド日本国大使館・JETROによる）

カー、建設などの日系企業が進出している。また、外港ハルディア（西ベンガル州）の石油化学コンプレックスには三菱化学が工場を建設している。

州	主な都市	拠点数(2008年)	拠点数(2014年)
西ベンガル州	コルカタ、ハルディア、カラグブル	33	172
ジャールカンド州	ランチ、ジャムシェドプル	3	57
オディシヤ州	ブバネシュワル	3	47
ビハール州	パトナ	N/A	64

C 南部インド (967 拠点)

チェンナイ近郊（タミル・ナードゥ州）は、インド東岸を代表する港を擁し、東南アジアにも近いことから、輸出志向型工業が発達している。自動車産業を中心にグローバル企業が集積しており、自動車関連産業その他製造業、商社、ソフトウェア産業など多様な日系企業の進出がみられる。ハイデラバード（アーンドラ・プラデーシュ州）は内陸部に位置しており、メーカーを中心とする日系企業が進出している。

州	主な都市	拠点数(2008年)	拠点数(2014年)
タミル・ナードゥ州	チェンナイ、カンチープラム コインバートル、マドライ	143	577
プドゥチェリー連邦直轄地	プドゥチェリー	1	8
アーンドラ・プラデーシュ州	ハイデラバード、チットウル	25	257
ケーララ州	コチ、ティルバナナタプラム	13	125

D 西部インド (1,008 拠点)

ムンバイ（マハーラーシュトラ州）は、古くから金融、商業の地として栄えた都市であり、銀行、商社、運輸などの日系企業が多く進出している。また、ムンバイから東南 170km にあるプーネ（マハーラーシュトラ州）には日系の自動車関連産業が集積している。

州	主な都市	拠点数(2008年)	拠点数(2014年)
マハーラーシュトラ州	ムンバイ、プーネ、ターネ	174	637
グジャラート州	アームダバード、ヴァドダラ	22	220
マディヤ・プラデーシュ州	ボパール、インドール	6	102
ゴア州	ゴア	5	21
ダマン&ディウ連邦直轄地ほか	ダマン	1	28

E バンガロール及び周辺 (395 拠点)

バンガロール（カルナータカ州）は、内陸部に位置しており、IT・ソフトウェア産業の一大集積地であるとともに、メーカーを中心とする日系企業が進出している。また、トヨタ自動車を中心としたインド国内向けの自動車関連企業も多く進出している。

州	主な都市	拠点数(2008年)	拠点数(2014年)
カルナータカ州	バンガロール、マイソール	104	395

資料編：インド各州の基礎統計データ一覧

(出所：“Statistical Year Book, India 2012”、“Census of India 2011”)

- データ出所の書籍は各種統計資料を引用して編集されたものであり、引用元の統計作成年度は一定ではない。そのため、統計項目によっては、算出の基礎となる人口などの数値が異なることに起因する若干の齟齬が生じる場合がある。
- 金額についてはインドルピーで表記してある。参考までに、2012年11月現在、1ルピーは約1.45円である。
- 州及び連邦直轄領の名称については、各々アルファベット順に表記した。参考までに、各州・連邦直轄領名のアルファベット表記は下記のとおりである。

【州】

アーンドラ・プラデーシュ	Andhra Pradesh
アルナーチャル・プラデーシュ	Arunachal Pradesh
アッサム	Assam
ビハール	Bihar
チャッティスガル	Chhattisgarh
ゴア	Goa
グジャラート	Gujarat
ハリヤナ	Haryana
ヒマーチャル・プラデーシュ	Himachal Pradesh
ジャンムー・カシミール	Jammu & Kashmir
ジャールカンド	Jharkhand
カルナータカ	Karnataka
ケーララ	Kerala
マディヤ・プラデーシュ	Madhya Pradesh
マハーラーシュトラ	Maharashtra
マニプル	Manipur
メガラヤ	Meghalaya
ミゾラム	Mizoram
ナガランド	Nagaland
オディシャ	Odisha
パンジャーブ	Punjab
ラージャスターン	Rajasthan
シッキム	Sikkim
タミル・ナードゥ	Tamil Nadu
テランガナ	Telangana
トリプーラ	Tripura
ウッタル・プラデーシュ	Uttar Pradesh
ウッタラカンド	Uttarakhand
西ベンガル	West Bengal

【連邦直轄領】

アーンダマン・ニコバル諸島	Andaman & Nicobar Islands
チャンディーガル	Chandigarh
ダドラ及びナガル・ハーヴェリ	Dadra & Nagar Haveli
ダマン及びディウ	Daman & Diu
デリー準州	Delhi
ラクシャドゥープ	Lakshadweep
ポンディシェリー	Pondicherry

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	州都・面積・人口						
	州都	面積	人口(男)	人口(女)	総人口	1平方kmあたり 人口密度	10年間の人口増加 率
		km ²	人	人	人	人	人
アーンドラ・プラデーシュ	ハイデラバード	275,045	42,509,881	42,155,652	84,665,533	308	11.10
アルナーチャル・プラデーシュ	イタナガル	83,743	720,232	662,379	1,382,611	17	25.92
アッサム	ディスブル	78,438	15,954,927	15,214,345	31,169,272	397	16.93
ビハール	バトナ	94,163	54,185,347	49,619,290	103,804,637	1,102	25.07
チャッティスガル	ライブル	135,191	12,827,915	12,712,281	25,540,196	189	22.59
ゴア	パナジ	3,702	740,711	717,012	1,457,723	394	8.17
グジャラート	ガンディナガル	196,024	31,482,282	28,901,346	60,383,628	308	19.17
ハリヤナ	チャンディガル	44,212	13,505,130	11,847,951	25,353,081	573	19.90
ヒマーチャル・プラデーシュ	シムラ	55,673	3,473,892	3,382,617	6,856,509	123	12.81
ジャンムー・カシミール	スリナガル	101,387	6,665,561	5,883,365	12,548,926	124	23.71
ジャールカンド	ランチ	79,714	16,931,688	16,034,550	32,966,238	414	22.34
カルナータカ	バンガロール	191,791	31,057,742	30,072,962	61,130,704	319	15.67
ケーララ	ティルバナナタプラム	38,863	16,021,290	17,366,387	33,387,677	859	4.86
マディヤ・プラデーシュ	ボーバル	308,245	37,612,920	34,984,645	72,597,565	236	20.30
マハーラーシュトラ	ムンバイ	307,713	58,361,397	54,011,575	112,372,972	365	15.99
マニプル	インパール	22,327	1,369,764	1,351,992	2,721,756	122	18.65
メガラヤ	シロング	22,429	1,492,668	1,471,339	2,964,007	132	27.82
ミゾラム	アイザウィ	21,081	552,339	538,675	1,091,014	52	22.78
ナガランド	コヒマ	16,579	1,025,707	954,895	1,980,602	119	-0.47
オディシャ	ブハネシュワル	155,707	21,201,678	20,745,680	41,947,358	269	13.97
パンジャープ	チャンディガル	50,362	14,634,819	13,069,417	27,704,236	550	13.73
ラージャスターン	ジャイプール	342,239	35,620,086	33,000,926	68,621,012	201	21.44
シッキム	ガントック	7,096	321,661	286,027	607,688	86	12.36
タミル・ナードゥ	チェンナイ	130,058	36,158,871	35,980,087	72,138,958	555	15.60
トリプラ	アガルタラ	10,486	1,871,867	1,799,165	3,671,032	350	14.75
ウッタール・プラデーシュ	ラクノウ	240,928	104,596,415	94,985,062	199,581,477	828	20.09
ウッタラカンド	デラドゥン	53,483	5,154,178	4,962,574	10,116,752	189	19.17
西ベンガル	コルカタ	88,752	46,927,389	44,420,347	91,347,736	1,029	13.93
アングマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	ポートブレア	8,249	202,330	177,614	379,944	46	6.68
チャンディーガル連邦直轄領	チャンディーガル	114	580,282	474,404	1,054,686	9,252	17.10
グドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	シルヴァサ	491	193,178	149,675	342,853	698	55.50
ダマン及びディウ連邦直轄領	ダマン	112	150,100	92,811	242,911	2,169	53.54
デリー準州	デリー	1,483	8,976,410	7,776,825	16,753,235	11,297	20.96
ラクシャドゥープ連邦直轄領	カヴァラティ	32	33,106	31,323	64,429	2,013	6.23
ボンディシェリー連邦直轄領	ボンディシェリー	479	610,485	633,979	1,244,464	2,598	27.72
合計値(斜体は平均値)		3,166,391	623,724,248	586,469,174	1,210,193,422	1,094	19.03

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	政治・地方自治						
	都市部人口	地方人口	税収額	県数	村数	下院選挙区数	上院議席数
	人	人	億ルピー	県	村	区	人
アーンドラ・プラデーシュ	28,353,745	56,311,788	4,742	22	28,123	42	18
アルナーチャル・プラデーシュ	313,446	1,069,165	20	19	4,065	2	1
アッサム	4,388,756	26,780,516	591	27	26,312	14	7
ビハール	11,729,609	92,075,028	1,058	38	45,115	40	16
チャットティスガル	5,936,538	19,603,658	833	16	20,308	11	5
ゴア	906,309	551,414	218	2	359	2	1
グジャラート	25,712,811	34,670,817	3,467	26	18,539	26	11
ハリヤナ	8,821,588	16,531,493	1,735	20	6,955	10	5
ヒマール・プラデーシュ	688,704	6,167,805	341	12	20,118	4	3
ジャンムー・カシミール	3,414,106	9,134,820	364	22	6,652	6	4
ジャールカンド	7,929,292	25,036,946	597	24	32,615	14	6
カルナータカ	23,578,175	37,552,529	3,805	29	29,406	28	12
ケーララ	15,932,171	17,455,506	2,192	14	1,364	20	9
マディヤ・プラデーシュ	20,059,666	52,537,899	2,038	48	55,393	29	11
マハーラーシュトラ	50,827,531	61,545,441	7,350	35	43,711	48	19
マニプル	822,132	1,899,624	25	9	2,275	2	1
メガラヤ	595,036	2,368,971	46	7	6,026	2	1
ミゾラム	561,977	529,037	12	8	817	1	1
ナガランド	573,741	1,406,861	21	11	1,317	1	1
オディシャ	6,996,124	34,951,234	1,061	30	51,349	21	10
パンジャープ	10,387,436	17,316,800	1,740	20	12,673	13	7
ラージャスターン	17,080,776	51,540,236	1,942	33	42,299	25	10
シッキム	151,726	455,962	23	4	452	1	1
タミル・ナードゥ	34,949,729	37,189,229	4,913	32	16,317	39	18
トリプラ	960,981	2,710,051	63	4	870	2	1
ウッタール・プラデーシュ	44,470,455	155,111,022	4,069	70	107,452	80	31
ウッタラカンド	3,091,169	7,025,583	433	13	16,826	5	3
西ベンガル	29,134,060	62,213,676	2,130	18	40,792	42	16
アングマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	135,533	244,411	-	3	547	1	-
チャンディーガル連邦直轄領	1,025,682	29,004	-	1	24	1	-
グドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	159,829	183,024	-	1	70	1	-
ダマン及びディウ連邦直轄領	182,580	60,331	-	2	23	1	-
デリー準州	16,333,916	419,319	1,696	9	165	7	3
ラクシャドゥープ連邦直轄領	50,308	14,121	-	1	24	1	-
ボンディシェリー連邦直轄領	850,123	394,341	115	1	92	1	1
合計値(斜体は平均値)	377,105,760	833,087,662	47,640	631	639,445	543	233

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	経済・産業							
	州NDP	一人あたり州NDP	農業部門の州NDP	製造部門の州NDP	サービス部門の州NDP	企業数	灌漑地面積	森林面積
	億ルピー	ルピー	億ルピー	億ルピー	億ルピー	社	km ²	km ²
アーンドラ・プラデーシュ	34,079.2	40,366	7,480.1	4,564.5	22,034.8	62,428	67,410	45,102
アルナーチャル・プラデーシュ	511.9	37,417	154.7	39.9	317.3	310	560	67,353
アッサム	6,510.2	21,406	1,577.7	710.6	4,221.9	6,293	1,500	27,692
ビハール	13,248.8	13,632	2,567.8	699.6	9,981.5	9,297	47,520	6,804
チャッティスガル	6,788.9	27,156	1,407.5	1,906.6	3,474.8	3,850	15,370	55,870
ゴア	1,798.7	102,844	79.3	578.3	1,141.1	5,183	360	2,151
グジャラート	30,940.9	52,708	4,106.4	8,678.7	18,155.7	48,177	52,780	14,620
ハリヤナ	14,965.1	59,221	2,630.6	2,658.5	9,676.0	9,949	55,280	1,594
ヒマーチャル・プラデーシュ	3,187.7	47,106	636.4	577.9	1,973.4	2,684	1,840	14,668
ジャンムー・カシミール	3,218.7	27,607	693.5	324.3	2,200.9	2,435	4,710	22,686
ジャールカンド	6,801.3	21,734	1,310.4	1,739.7	3,751.2	4,261	1,640	22,894
カルナータカ	23,254.1	39,301	4,121.8	2,566.4	16,565.9	42,689	39,420	36,190
ケーララ	17,189.7	49,873	1,736.1	1,397.7	14,056.0	18,524	4,580	17,324
マディヤ・プラデーシュ	16,054.9	22,382	3,891.3	2,666.5	9,497.2	13,061	67,140	77,700
マハーラーシュトラ	70,283.2	62,729	6,141.6	14,483.4	49,658.2	181,585	42,020	50,650
マニプル	645.8	23,298	164.6	43.5	437.8	193	520	17,280
メガラヤ	937.5	35,932	168.2	112.8	656.4	682	730	17,321
ミゾラム	416.0	36,732	87.1	10.2	318.7	58	110	19,240
ナガランド	804.0	40,957	229.9	21.4	552.8	271	820	13,464
オディシャ	10,712.9	25,708	2,098.3	1,882.0	6,732.5	8,586	31,770	48,855
パンジャブ	12,993.3	44,752	3,334.9	2,810.2	6,848.2	16,279	77,240	1,664
ラージャスターン	17,818.4	26,436	3,369.0	2,772.7	10,582.6	26,117	79,100	16,036
シッキム	290.2	47,655	37.8	50.1	202.4	-	110	3,357
タミル・ナドゥ	34,933.5	51,928	2,931.5	5,247.2	26,754.9	66,414	33,930	23,338
トリプラ	1,339.4	37,216	320.2	65.4	953.7	161	1,040	8,073
ウッタール・プラデーシュ	34,584.8	17,349	8,322.0	4,465.1	21,797.7	29,177	5,700	14,341
ウッタラカンド	4,420.9	44,723	542.1	953.1	2,925.7	2,227	195,220	24,495
西ベンガル	28,733.7	32,228	5,388.1	3,010.9	20,334.7	98,291	55,090	12,994
アングマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	267.8	54,765	31.9	6.9	229.0	136	-	6,662
チャンディーガル連邦直轄領	1,411.7	99,487	9.7	84.8	1,317.1	7,269	10	17
グドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	-	-	-	-	-	258	70	211
ダマン及びディウ連邦直轄領	-	-	-	-	-	221	-	6
デリー準州	18,097.4	108,876	138.2	1,066.9	16,892.2	167,329	310	177
ラクシャドゥープ連邦直轄領	-	-	-	-	-	10	10	26
ボンディシェリー連邦直轄領	925.1	79,333	47.1	347.7	530.3	1,455	270	44
合計値(斜体は平均値)	418,165.7	44,777	65,756	66,544	284,773	835,860	884,190	690,899

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	雇用・労働							
	道路総延長	労働者人口割合	失業率	全雇用における第 一次産業の割合	全雇用における第 二次産業の割合	全雇用における第 三次産業の割合	協同組合数	登録労働組合数
	km	%	%	%	%	%	団体	団体
アーンドラ・プラデーシュ	345,012	62.1	3.0	58.7	9.4	31.9	9,689	-
アルナーチャル・プラデーシュ	16,494	53.6	6.5	64.4	2.7	32.9	1	-
アッサム	230,334	49.0	6.3	54.5	5.9	39.4	4,073	1,416
ビハール	120,127	47.4	8.3	58.9	7.7	33.2	14,009	-
チャットティスガル	74,434	63.5	1.2	74.5	4.7	20.7	9	-
ゴア	10,569	41.8	17.9	17.2	11.5	71.2	874	257
グジャラート	146,630	52.2	1.0	54.2	15.8	30.1	58,860	-
ハリヤナ	29,726	40.3	3.2	40.6	10.1	49.1	15,599	1,479
ヒマール・プラデーシュ	36,298	64.6	3.1	58.8	6.2	35.1	4,299	784
ジャンムー・カシミール	22,323	40.4	5.6	31.1	11.8	57.2	5	-
ジャールカンド	17,531	51.5	4.8	57.3	6.8	35.7	9	-
カルナータカ	255,454	56.2	2.5	58.9	10.0	31.0	27,300	11,651
ケーララ	204,757	43.3	9.9	23.4	14.1	62.7	13,014	3,819
マディヤ・プラデーシュ	165,740	54.8	2.7	70.2	6.4	23.5	16,932	-
マハーラーシュトラ	223,322	55.3	2.8	55.1	9.3	35.7	151,141	-
マニプル	16,502	51.6	3.7	45.5	13.6	40.9	3,964	83
メガラヤ	9,839	62.2	3.6	64.1	2.5	33.3	1,023	63
ミゾラム	6,158	60.3	1.9	63.6	1.6	34.8	282	88
ナガランド	22,304	55.6	6.0	57.5	3.2	39.4	1	68
オディシャ	215,404	48.8	3.0	59.4	6.5	33.8	6,461	2,012
パンジャブ	45,178	41.6	1.8	42.1	12.0	46.0	15,393	2,639
ラージャスターン	171,479	48.4	1.7	54.8	8.8	36.4	20,892	4,942
シッキム	1,873	57.7	12.6	51.1	3.5	45.4	253	-
タミル・ナードゥ	181,213	58.2	2.2	39.7	18.7	41.7	12,246	9,954
トリプラ	31,733	50.1	14.1	36.3	6.6	56.9	1,487	282
ウッタール・プラデーシュ	284,673	44.3	2.5	52.3	10.5	37.1	8,737	-
ウッタラカンド	41,041	44.3	5.2	33.8	11.6	54.7	1,081	-
西ベンガル	211,770	46.7	7.8	46.7	13.9	39.4	19	-
アングマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	1,301	49.0	11.3	23.4	2.9	73.8	1	130
チャンディーガル連邦直轄領	2,118	44.2	2.8	1.5	22.8	75.9	1	507
グドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	632	60.4	2.7	33.4	44.1	22.6	93	1
ダマン及びディウ連邦直轄領	224	50.3	6.0	20.3	37.6	42.2	0	-
デリー準州	29,559	44.4	4.8	1.6	24.6	73.6	18	-
ラクシャドゥープ連邦直轄領	172	36.5	20.9	13.3	3.3	83.4	-	-
ボンディシェリー連邦直轄領	2,696	48.4	4.7	20.3	14.2	65.6	153	-
合計値(斜体は平均値)	3,174,620	50.8	3.8	52.9	10.6	36.6	387,919	40,175

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	自然	
	年間降水量	
	mm	
アーンドラ・プラデーシュ	2,589	
アルナーチャル・プラデーシュ	2,635	
アッサム	2,642	
ビハール	1,276	
チャッティスガル	1,439	
ゴア	2,715	
グジャラート	1,450	
ハリヤナ	574	
ヒマーチャル・プラデーシュ	1,065	
ジャンムー・カシミール	879	
ジャールカンド	1,305	
カルナータカ	4,810	
ケーララ	2,604	
マディヤ・プラデーシュ	1,957	
マハーラーシュトラ	5,266	
マニプル	1,990	
メガラヤ	2,642	
ミゾラム	1,990	
ナガランド	1,990	
オディシャ	1,439	
パンジャーブ	543	
ラージャスターン	770	
シッキム	2,811	
タミル・ナードゥ	882	
トリプラ	1,990	
ウッタール・プラデーシュ	1,794	
ウッタラカンド	1,695	
西ベンガル	4,330	
アングマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	2,517	
チャンディーガル連邦直轄領	574	
グドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	953	
ダマン及びディウ連邦直轄領	1,450	
デリー準州	574	
ラクシャドゥープ連邦直轄領	1,484	
ボンディシェリー連邦直轄領	882	
合計値(斜体は平均値)	<i>1,900</i>	

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	インフラ・社会								
	公立病院数	ホテル数	登録自動車台数	テレビ世帯所有率	世帯電化率	一人あたり電力 消費量	新聞・定期刊行 物種類	犯罪認知件数	警察官数
	施設	軒	千台	%	%	Kwh	部	件	人
アーンドラ・プラデーシュ	475	138	8,059	58.8	92.2	928.2	3,884	180,441	106,855
アルナーチャル・プラデーシュ	161	0	22	41.1	65.7	447.5	15	2,362	7,256
アッサム	153	12	1,235	27.5	37.1	199.2	557	55,313	51,729
ビハール	1717	8	1,960	14.5	16.4	107.1	1,634	122,931	59,200
チャッティスガル	218	2	2,115	31.3	75.3	1,417.6	616	51,370	39,707
ゴア	20	68	674	-	96.9	2,259.9	110	3,005	4,724
グジャラート	373	60	10,999	53.8	90.4	1,457.3	3,324	115,183	60,356
ハリヤナ	154	227	4,425	67.9	90.5	1,278.9	1,304	56,229	41,392
ヒマーチャル・プラデーシュ	142	35	494	74.4	96.8	1,015.8	239	13,315	13,970
ジャムムー・カシミール	92	6	668	51.0	85.1	894.4	597	21,975	88,113
ジャールカンド	500	6	2,038	26.8	45.8	695.6	274	37,436	42,360
カルナータカ	919	80	6,953	60.0	90.6	854.4	3,798	134,042	75,342
ケーララ	386	484	5,860	76.8	94.4	444.0	2,420	118,369	39,789
マディヤ・プラデーシュ	457	56	6,011	32.1	67.1	583.8	5,083	207,762	76,836
マハーラーシュトラ	1772	215	14,451	56.8	83.9	969.4	8,928	199,598	179,903
マニプル	31	1	147	47.4	68.4	241.7	157	2,852	19,236
メガラヤ	39	2	142	33.7	60.9	655.4	79	2,448	10,064
ミゾラム	25	0	70	55.1	84.2	378.3	140	2,047	10,948
ナガランド	48	1	240	37.9	81.6	226.0	20	1,059	10,003
オディシャ	1709	16	2,607	26.7	43.0	775.2	1,383	55,740	43,475
パンジャーブ	231	112	4,832	82.6	96.6	1,553.0	1,467	35,545	67,044
ラージャスターン	475	190	6,490	37.6	67.0	747.1	4,482	166,565	71,725
シッキム	33	16	29	54.7	92.5	806.3	89	669	3,604
タミル・ナードゥ	581	104	12,891	87.0	93.4	1,134.5	4,213	174,691	88,672
トリプラ	32	1	144	44.9	68.4	203.8	121	5,486	22,742
ウッタール・プラデーシュ	861	239	10,779	33.2	36.8	371.9	11,541	172,884	147,799
ウッタラカンド	695	41	787	62.0	87.0	920.7	1,582	8,802	15,587
西ベンガル	294	33	3,044	62.0	54.5	442.5	4,485	113,036	83,358
アングマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	8	5	60	68.5	86.1	474.7	68	941	3,729
チャンディーガル連邦直轄領	4	6	747	82.5	98.4	1,247.5	451	3,555	4,695
グドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	2	6	63	47.2	95.2	11,094.5	8	442	222
ダマン及びディウ連邦直轄領	4	1	70	61.0	99.1	6,508.0	8	276	220
デリー準州	130	288	6,302	88.0	99.1	1,374.2	9,961	50,251	64,443
ラクシャドゥープ連邦直轄領	5	1	7	64.1	99.7	453.0	5	134	254
ボンディシェリー連邦直轄領	14	6	538	-	97.7	1,988.4	103	4,591	2,145
合計値(斜体は平均値)	12,760	2,466	114,951	47.2	67.3	1,290.0	73,146	2,121,345	1,557,497

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	教育・生活							
	識字率	男性の識字率	女性の識字率	初等・中等教育 機関数	教員数	1000人あたり出 生率	100人あたり死 亡率	1000人あたり幼 児死亡率
	%	%	%	校	人	/千人	/千人	/千人
アーンドラ・プラデーシュ	68	76	60	102,554	491,357	17.9	7.6	46
アルナーチャル・プラデーシュ	67	74	60	4,742	16,346	20.5	5.9	31
アッサム	73	79	67	50,035	265,322	23.2	8.2	58
ビハール	64	73	53	67,357	308,482	28.1	6.8	48
チャットティスガル	71	81	61	53,892	180,120	15.6	3.9	22
ゴア	87	93	82	2,172	10,773	13.2	6.6	10
グジャラート	79	87	71	51,050	327,317	21.8	6.7	44
ハリヤナ	77	85	67	22,439	103,124	22.3	6.6	48
ヒマーチャル・プラデーシュ	84	91	77	19,605	79,646	16.9	6.9	40
ジャンムー・カシミール	69	78	58	20,069	111,650	18.3	5.7	43
ジャールカンド	68	78	56	31,563	117,572	25.3	7	42
カルナータカ	76	83	68	72,938	399,229	19.2	7.1	38
ケーララ	94	96	92	14,011	204,278	14.8	7	13
マディヤ・プラデーシュ	71	81	60	147,899	539,692	27.3	8.3	62
マハーラーシュトラ	83	90	75	153,257	719,042	17.1	6.5	34
マニプル	80	86	73	4,196	27,974	14.9	4.2	14
メガラヤ	75	77	78	9,651	29,041	24.5	7.9	55
ミゾラム	92	94	89	3,624	21,414	17.1	4.5	37
ナガランド	80	83	77	2,533	22,782	16.8	3.6	23
オディシャ	73	82	64	83,164	247,511	20.5	8.6	61
パンジャープ	77	81	71	22,563	156,953	16.6	7	34
ラージャスターン	67	81	53	106,195	492,454	26.7	6.7	55
シッキム	82	87	76	2,306	12,247	17.8	5.6	30
タミル・ナードゥ	80	87	74	50,390	316,643	15.9	7.6	24
トリプラ	88	92	83	3,910	34,990	14.9	5	27
ウッタール・プラデーシュ	70	79	59	184,966	608,832	28.3	8.1	61
ウッタラカンド	80	88	71	22,055	107,526	19.3	6.3	38
西ベンガル	77	83	71	59,990	300,581	16.8	6	31
アンダマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	86	90	82	396	4,726	15.6	4.3	25
チャンディーガル連邦直轄領	86	91	81	169	6,266	25.3	8	51
グドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	78	86	66	448	1,745	26.6	4.7	38
ダマン及びディウ連邦直轄領	87	91	80	127	1,300	18.8	4.9	23
デリー準州	86	91	81	5,062	105,517	17.8	4.2	30
ラクシャドゥープ連邦直轄領	92	96	88	48	774	14.3	6.4	25
ボンディシェリー連邦直轄領	87	92	81	1,232	11,628	16.7	7.4	22
合計値(斜体は平均値)	74	82	65	1,376,608	6,384,854	22.1	7.2	47

州または連邦直轄領の 名称(アルファベット順)	宗教						
	ヒンズー教徒	イスラム教徒	キリスト教徒	シーク教徒	仏教徒	ジャイナ教徒	その他の宗教
	%	%	%	%	%	%	%
アーンドラ・プラデーシュ	89.01	9.17	1.55	0.04	0.04	0.05	0.13
アルナーチャル・プラデーシュ	34.60	1.88	18.72	0.17	13.03	0.02	31.58
アッサム	64.89	30.92	3.70	0.08	0.19	0.09	0.13
ビハール	83.23	16.53	0.06	0.03	0.02	0.02	0.11
チャッティスガル	94.70	1.97	1.92	0.33	0.31	0.27	0.49
ゴア	65.78	6.84	26.68	0.07	0.05	0.06	0.51
グジャラート	89.09	9.06	0.56	0.09	0.04	1.04	0.12
ハリヤナ	88.23	5.78	0.13	5.54	0.03	0.27	0.02
ヒマーチャル・プラデーシュ	95.43	1.97	0.13	1.19	1.25	0.02	0.01
ジャンムー・カシミール	29.63	66.97	0.20	2.04	1.12	0.02	0.01
ジャールカンド	68.57	13.85	4.06	0.31	0.02	0.06	13.14
カルナータカ	83.86	12.23	1.91	0.03	0.74	0.78	0.45
ケーララ	56.16	24.70	19.02	0.01	0.01	0.01	0.09
マディヤ・プラデーシュ	91.15	6.37	0.28	0.25	0.35	0.90	0.71
マハーラーシュトラ	80.37	10.60	1.09	0.22	6.03	1.34	0.35
マニプル	46.01	8.81	34.04	0.08	0.09	0.07	10.91
メガラヤ	13.27	4.28	70.25	0.13	0.20	0.03	11.83
ミゾラム	3.55	1.14	86.97	0.04	7.93	0.02	0.35
ナガランド	7.70	1.76	89.97	0.06	0.07	0.11	0.35
オディシャ	94.35	2.07	2.44	0.05	0.03	0.02	1.04
パンジャーブ	36.94	1.57	1.20	59.91	0.17	0.16	0.05
ラージャスターン	88.75	8.47	0.13	1.45	0.02	1.15	0.03
シッキム	60.93	1.42	6.68	0.22	28.11	0.03	2.61
タミル・ナードゥ	88.11	5.56	6.07	0.02	0.01	0.13	0.11
トリプラ	85.62	7.95	3.20	0.04	3.09	0.01	0.07
ウッタール・プラデーシュ	80.61	18.50	0.13	0.41	0.18	0.12	0.05
ウッタラカンド	84.96	11.92	0.32	2.50	0.15	0.11	0.05
西ベンガル	72.47	25.25	0.64	0.08	0.30	0.07	1.19
アングマン・ニコバル諸島 連邦直轄領	69.24	8.22	21.67	0.45	0.12	-	0.31
チャンディーガル連邦直轄領	78.61	3.95	0.85	16.12	0.15	0.29	0.04
グドラ及びナガル・ ハーヴェリ連邦直轄領	93.52	2.96	2.75	0.06	0.21	0.39	0.12
ダマン及びディウ連邦直轄領	89.69	7.76	2.13	0.09	0.08	0.17	0.08
デリー準州	82.00	11.72	0.94	4.01	0.17	1.12	0.03
ラクシャドゥープ連邦直轄領	3.66	95.47	0.84	0.01	-	-	0.02
ボンディシェリー連邦直轄領	86.77	6.09	6.95	0.01	0.01	0.10	0.07
合計値(斜体は平均値)	80.50	13.40	2.30	1.90	0.80	0.40	0.70

【参考文献等】

(1) 書籍

- ・孝忠延夫・浅野宣之『インドの憲法 21世紀「国民国家」の将来像』関西大学出版部、2006年
- ・広瀬崇子 他『アジア諸国の地方制度 (III)』地方自治協会、1994年
- ・島田卓 編著『巨大市場インドのすべて』ダイヤモンド社、2005年
- ・小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所、2002年
- ・小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所、2003年
- ・岩崎美紀子『分権と連邦制』ぎょうせい、1998年
- ・臼田雅之・押川文子・小谷汪之編『もっと知りたいインド II』弘文堂、1989年
- ・山本盤男『連邦国家インドの財政改革の研究』九州大学出版会、2007年
- ・山本盤男 他『インド経済の諸課題と対印経済協力のあり方 (財務省委嘱研究会)』財団法人 国際金融情報センター、2006年
- ・あずさ監査法人・KPMG 編『インドの投資・会計・税務ガイドブック』中央経済社、2006年
- ・広瀬崇子・南埜猛・井上恭子 編著『インド民主主義の変容』明石書店、2006年
- ・島田卓『インドビジネス - 驚異の潜在力』祥伝社、2006年
- ・武藤友治『変わるインド 変わらないインド』勉誠出版、2006年
- ・岡本幸治『インド世界を読む』創成社、2006年
- ・インド内務省 “*Annual Report 2012-13*” 2013
- ・『2012 アジア動向年報』アジア経済研究所、2012
- ・Dr. Supriya Rai “*Indian Political System*” Sunrise Publications、2007
- ・P.K. Mohanty 他 “*Asian Cities in the 21st Century - Contemporary Approaches to Municipal Management*” Asian Development Bank、1999
- ・Dr. Amba Agarwal “*Fiscal Decentralisation: Financing of Panchayati Raj Institutions in India*” Serials Publications
- ・Vikram K. Chand “*Reinventing Public Service Delivery in India - Selected Case Studies*” Sage Publications、2006
- ・“*Indian States at a Glance 2006-07*” Indicus Analytics、2007
- ・Girish Kumar “*Local Democracy in India - Interpreting Decentralization*” Sage Publications、2006
- ・“*India In Figures - A Ready Reference, 2012*” Central Statistics Office, Ministry of Statistics and Programme Implementation, Government of India, 2012
- ・“*Some Characteristics of Urban Slums 2008-09*” National Sample Survey Office, Ministry of Statistics and Programme Implementation, Government of India, 2010
- ・“*Report on Employment & Unemployment Survey 2011-12*” Labour Bureau, Ministry of Labour & Employment, Government of India

- ・ *“Highlights of the Budget Estimates For the Year 2012-13”* Municipal Corporation of Greater Mumbai, 2012
- ・ *“Report of the Thirteenth Finance Commission (2012-2015)”* Thirteenth Finance Commission, 2009
- ・ *“State Finances: A Study of Budgets of 2011-12”* Reserve Bank of India, 2012

(2) ウェブサイト

- ・ 最高裁判所ウェブサイト <http://supremecourtfindia.nic.in/>
- ・ インド裁判所ウェブサイト <http://www.indiancourts.nic.in/index.html>
- ・ City Mayors: Local Government of India
http://www.citymayors.com/government/india_government.htm
- ・ パンチャーヤティ・ラージ省ウェブサイト <http://panchayat.gov.in/>
- ・ タミル・ナードゥ州ウェブサイト <http://www.tn.gov.in/>
- ・ マハーラーシュトラ州ウェブサイト <http://www.maharashtra.gov.in/>
- ・ ムンバイ市ウェブサイト <http://www.mcgm.gov.in/>
- ・ インド 2011 国勢調査結果 <http://censusindia.gov.in/>
- ・ 首相府ウェブサイト <http://pmindia.nic.in/index.php>
- ・ インド国憲法 <http://india.gov.in/my-government/constitution-india>
- ・ 上院 Rajya Sabha <http://rajyasabha.nic.in/>
- ・ 下院 Lok Sabha <http://loksabha.nic.in/>
- ・ 在インド日本国大使館ウェブサイト <http://www.in.emb-japan.go.jp/>
- ・ インド進出日系各企業ウェブサイト
- ・ 日印交流関係各機関ウェブサイト
- ・ 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・ 横浜市 <http://www.city.yokohama.jp/>
- ・ CITYNET <http://www.citynet-ap.org/Ja/user/home/home.php>
- ・ 財団法人自治体国際化協会 <http://www.clair.or.jp/>
- ・ 財団法人中小企業総合研究機構ウェブサイト <http://www.jsbri.or.jp/new-hp/>
- ・ Statistical Year Book, India 2012
http://mospi.nic.in/mospi_new/upload/statistical_year_book_2012/htm/index1.html
- ・ *“Handbook of Statistics on Indian Economy 2011-12”* Reserve Bank of India
<http://www.rbi.org.in/scripts/AnnualPublications.aspx?head=Handbook of Statistics on Indian Economy>

【執筆者】

監	修	所	長	足達	雅英
		次	長	岩井	昌也
調査・執筆		所長補佐		鈴木	友美
		調査員		Chua Hwee Teng	